

日之影町地域福祉総合計画（第4期）

宮崎県 日之影町

はじめに

平素より町民の皆さまには、保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本町では平成28年3月に日之影町地域福祉総合計画(第3期)を策定し、様々な地域福祉施策を推進してまいりました。

一方で、全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、従来の社会福祉・保健・医療制度の枠組みだけでは対応しきれないケースも増加しています。

こうした課題に対応するため、このたび、「日之影町地域福祉総合計画(第4期)」を策定いたしました。

本計画は、「支え合い幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、「地域共生社会の実現に向けた体制づくり」、「地域共生社会を支える多様な担い手づくり」、「ともに支え合い、助け合う地域づくり」の3つを基本目標に掲げています。

基本理念の実現に向けては、複数の分野に渡る問題や制度の狭間にある問題など、困りごとを抱える世帯が地域で埋もれることがないように、地域の福祉力をより一層高めていくことが必要です。そのため、本計画では、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政などのつながりを強化し、困りごとを抱える世帯を包括的に支援する仕組みづくりなど、地域の福祉力を高める様々な取組を進めてまいります。

なお、日之影町と日之影町社会福祉協議会とは、政策を遂行する上で密接な協力関係にありますので、町が行政計画として策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が民間計画として策定する地域福祉活動計画を一体的に策定しております。また、関連計画である日之影町成年後見制度利用促進基本計画、日之影町再犯防止推進計画も盛り込んでおります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提案を賜りました日之影町地域福祉総合計画策定委員会の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただいた町民の皆様、関係機関や団体の皆様に深く感謝し、心から御礼申し上げます。

令和3年3月

日之影町長 佐藤 貢



～ 目 次 ～

第1章 計画策定に関する事項	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 「地域福祉」とは.....	2
4 地域共生社会の実現に向けた検討の経緯.....	3
5 「宮崎県地域福祉支援計画 第3期」の概要.....	8
6 計画の期間.....	9
7 計画の策定体制.....	9
8 「障がい」の表記について.....	9
第2章 地域福祉に関する本町の状況	10
1 人口の状況.....	10
2 出生・死亡の状況.....	12
3 要介護（要支援）認定者の状況.....	13
4 障害者手帳所持者の推移.....	14
5 生活保護受給世帯数・受給人数・保護率の推移.....	14
6 園児数の推移.....	15
7 児童生徒数の推移.....	15
8 町民アンケート調査結果からみる本町の状況.....	16
9 民生委員等アンケート調査結果からみる本町の状況.....	29
10 公民館長アンケート調査結果からみる本町の状況.....	33
第3章 第3期計画の実施状況及び今後の方向性	37
1 ニーズ把握.....	37
2 福祉サービス利用促進.....	40
3 福祉活動への住民参加促進.....	42
4 福祉人材の育成.....	46
5 ふれあい・交流.....	49
6 生きがい・健康.....	52
7 今後の方向性.....	54
第4章 基本理念・基本目標等	57
1 基本理念.....	57
2 基本目標.....	57
3 施策の体系.....	58

第5章 施策の展開	59
基本目標1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり	59
1 地域共生社会の意識醸成.....	59
2 包括的な支援体制の整備.....	60
3 住民参加で進める地域福祉活動の推進	62
基本目標2 地域共生社会を支える多様な担い手づくり	64
1 地域共生社会を支える人材の確保と資質向上	64
2 地域共生社会を支える担い手の育成.....	65
基本目標3 ともに支え合い、助け合う地域づくり	67
1 地域福祉の推進.....	67
2 災害時における福祉的支援の充実	70
3 利用者本位の福祉サービスの充実	71
第6章 日之影町成年後見制度利用促進基本計画	74
1 成年後見制度の目的.....	74
2 計画策定の目的.....	74
3 計画の位置づけ.....	74
4 本町の課題と方向性.....	74
5 基本的な考え方.....	75
6 実施方針.....	75
第7章 日之影町再犯防止推進計画	77
1 計画策定の背景.....	77
2 計画の位置づけ.....	77
3 基本方針.....	77
4 施策方針.....	78
第8章 計画の推進	81
1 円滑な推進のための責務と役割.....	81
2 計画の点検・評価	82
資料編	83
1 日之影町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱.....	83
2 日之影町地域福祉総合計画策定委員会 委員名簿	84

第 1 章 計画策定に関する事項

1 計画策定の背景

全国的に単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例えば、高齢の親と無職独身や障がいがある 50 歳代の子が同居することによる問題（8050 問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これからは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

このような状況に対応するため、国においては、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」に向けた様々な施策が講じられています。

近年の「地域共生社会の実現」に向けた法律、指針、関連通知等を踏まえ、「日之影町地域福祉総合計画（第 4 期）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画では「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

「地域福祉計画」は、「日之影町長期総合計画」を上位計画とした個別計画であり、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として、「地域福祉の推進」を図るための基本的指針となるものです。高齢者、障がい者、子どもなどを対象とした福祉に関連する町の分野別計画と整合・連携を図りながら、これらの計画を横断的につなげる計画として策定するものです。

「地域福祉活動計画」は、町民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPO などが自主的・自発的な活動を行いながら互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく計画で、日之影町社会福祉協議会が策定するものです。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、共に「地域福祉の推進」という目的を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものです。

また、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づく「地方再犯防止推進計画」としても位置づけます。

3 「地域福祉」とは

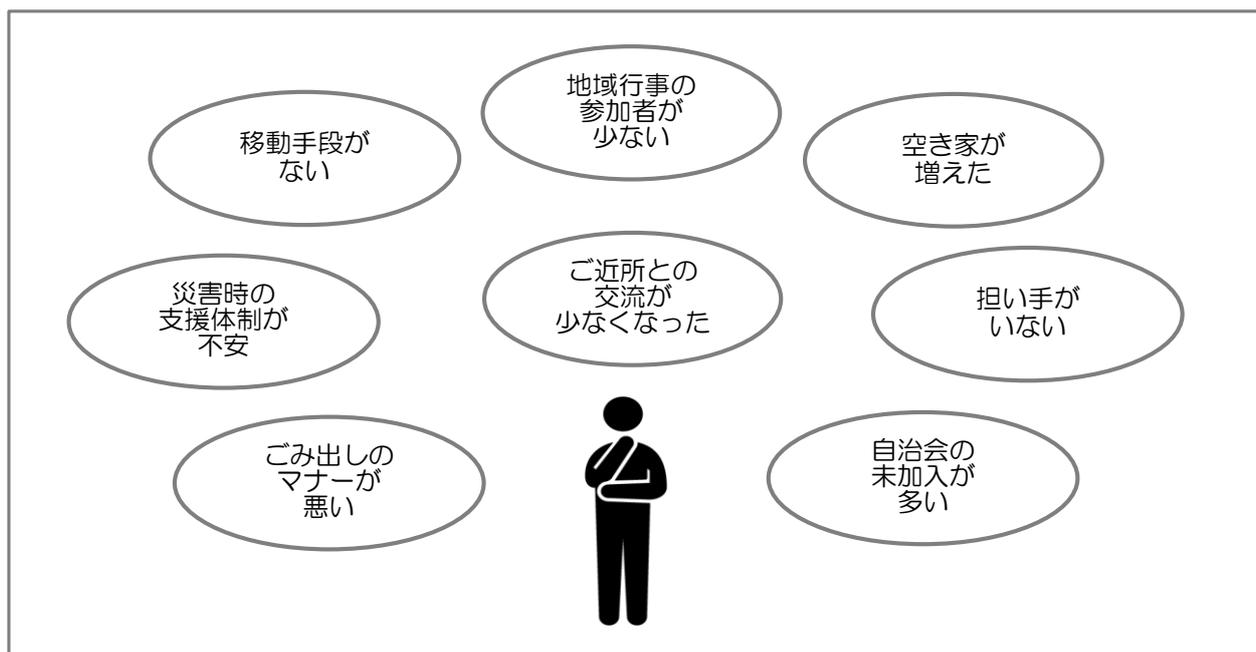
福祉を考えると、私たちは、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに分けてとらえがちです。それは、今まで対象者ごとに法律や制度が作られ、必要な福祉サービスが提供されてきた背景によるところが大きいと考えられます。

しかし、地域の課題の中には、一つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的なサービスの対象にはならないものの生活する上での困りごとなど、既存の公的サービスの枠組みに当てはまらないことが多くあります。

地域福祉とは、地域の「ひと」のつながりを大切にし、お互い助けたり助けられたりする関係やその仕組みを構築していくことで、一人一人の地域の課題を解決し、さらに地域全体をより良いものにしていくとする営みです。

【「地域福祉」のイメージ】

地域には、様々な生活課題があります。



このような困りごとに対し、地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むこと、それが「地域福祉」です。

4 地域共生社会の実現に向けた検討の経緯

(1) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく社会のことです。



出典：厚生労働省資料

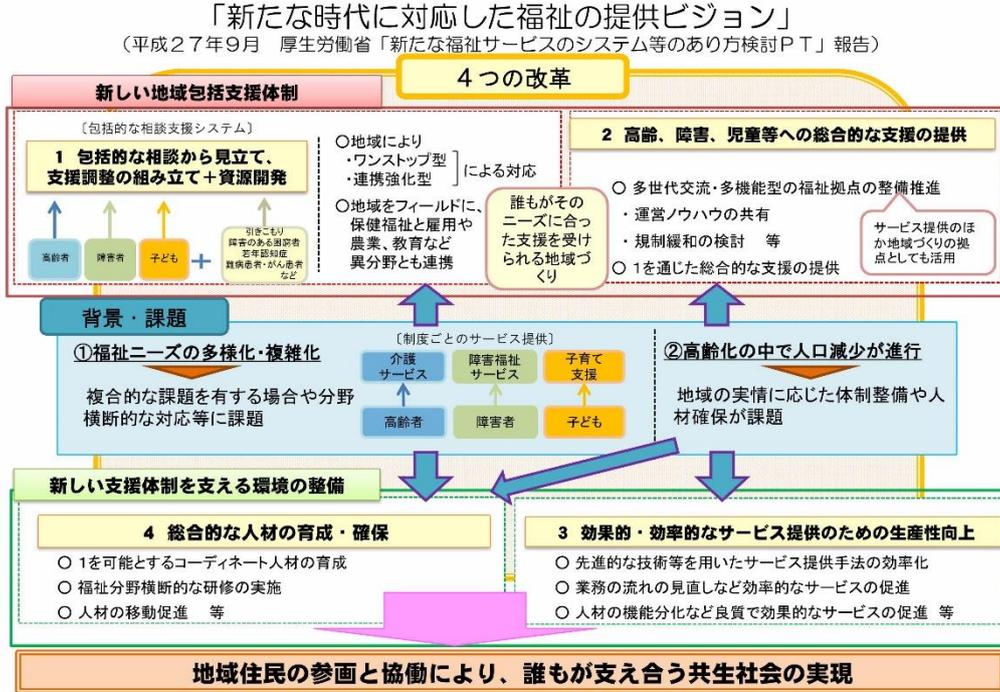
(2) 「地域共生社会」の実現に向けた検討等の経緯

「地域共生社会」実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯は以下のとおりです。

平成 27 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」報告)
平成 28 年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10 月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会)の設置
12 月	地域力強化検討会 中間とりまとめ
平成 29 年 2 月	社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
2 月	「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5 月	社会福祉法改正案の可決・成立
6 月	改正社会福祉法の公布
9 月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成 30 年 4 月	改正社会福祉法施行
令和 1 年 5 月	地域共生社会推進検討会設置
7 月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12 月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和 2 年 3 月	社会福祉法等改正案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
6 月	改正社会福祉法の可決・成立 ※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和 3 年 4 月施行予定

① 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の概要

平成27年9月にとりまとめられた「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の概要は以下のとおりです。



出典：厚生労働省資料

② 「ニッポン一億総活躍プラン」の概要

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」における「地域共生社会の実現」に関する概要は以下のとおりです。

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向
(4) **地域共生社会の実現**

子供・高齢者・障害者など**全ての人々が地域、暮らし、生きがい**を共に創り、高め合うことができる「**地域共生社会**」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら**暮らすことのできる仕組みを構築する。**

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

出典：厚生労働省資料

③ 改正社会福祉法の概要

平成30年4月に施行された改正社会福祉法の概要は以下のとおりです。

改正社会福祉法の概要
(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定
地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
 ○ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 ○ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(※)
(※) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
 ○ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実
 ○ 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
 ※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

出典：厚生労働省資料

④ 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり強化のための取組

平成29年2月にとりまとめられた「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)の具体的取組は以下のとおりです。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

	<p>(1) 地域力強化推進事業 (補助率3/4) ○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができ体制を構築することを支援する。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制</p> <p>様々な課題を抱える住民(生活困窮、障害、認知症等)</p> </div> <p>ご近所、自治会 地区社協 社会福祉法人、NPO 企業、商店 民生委員・児童委員 ボランティア、学校、PTA、老人クラブ、子ども会</p>	<p>平成31年度予算 28億円 (200自治体) 平成30年度予算 26億円 (150自治体) 平成29年度予算 20億円 (100自治体)</p>	<p>地域における他分野 まちおこし、産業、 農林水産、土木、 防犯・防災、環境、 社会教育、交通、 都市計画</p>
<p>住民に身近な圏域</p>	<p>住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援</p> <p>[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ) [2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※) ※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等</p> <p>○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。</p>		<p>ニッポン一億総活躍プラン (H28.8.2閣議決定)</p> <p>小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。</p> <p>世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。</p>
<p>市町村域等</p>	<p>(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (補助率3/4) ○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。</p> <div style="text-align: center;"> <p>相談支援包括化推進員 世帯全体の課題を的確に把握 多職種・多機関のネットワーク化の推進 相談支援包括化推進会議の開催等</p> </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>総合的な相談支援体制作り</p> <p>雇用、就労関係 高齢関係 住まい関係 教育関係 保健関係 多文化共生関係 自殺対策関係 司法関係 児童関係 家計支援関係 医療関係</p> </div> <p>新たな社会資源の創出 地域に不足する資源の検討</p>		

出典：厚生労働省資料

⑤ 地域共生社会推進検討会最終とりまとめの概要

令和1年12月に公表された「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」の概要は以下のとおりです。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせることが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要がある。それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ② 世帯を取り巻く支援関係全体を調整する機能 ③ 継続的につながり続ける支援を中心に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的実施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

20

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から抽出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの抽出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

21

5 「宮崎県地域福祉支援計画 第3期」の概要

宮崎県では平成28年3月に、「ともに支え合い、助け合う あたたかい思いやりの社会づくり」を基本理念とする「宮崎県地域福祉支援計画 第3期計画」が策定されています。

【宮崎県地域福祉支援計画 第3期（平成28年3月策定）の概要】

【基本理念】

「ともに支え合い、助け合う あたたかい思いやりの社会づくり」

【基本目標】

1 地域福祉を担う人づくり

- (1) 地域福祉の意識の醸成
- (2) 社会福祉事業従事者等の確保と資質向上
- (3) 地域福祉の担い手の育成

2 地域福祉サービスの基盤づくり

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり
- (3) 福祉サービス提供体制の充実
- (4) 地域福祉活動を支える体制づくり

3 みんなで支え合う地域づくり

- (1) 住民参加で進める地域福祉活動の推進
- (2) 「福祉」で進めるまちづくりの推進
- (3) 本県の地域や特性を捉えた地域福祉の推進

6 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会状況の変化や大きな制度改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日之影町地域福祉総合計画	第3期	第4期計画					第5期
	見直し					見直し	

7 計画の策定体制

この計画に町民の意見を反映させるため「日之影町地域福祉総合計画策定委員会」を設置し、計画内容について検討しました。

また、本計画策定の基礎資料とするため、本町在住の20歳以上町民1,000人（無作為抽出）を対象とした町民アンケート調査、本町の民生委員・児童委員、主任児童委員を対象とした民生委員等アンケート調査、本町の公民館長を対象とした公民館長アンケート調査を実施しました。

8 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

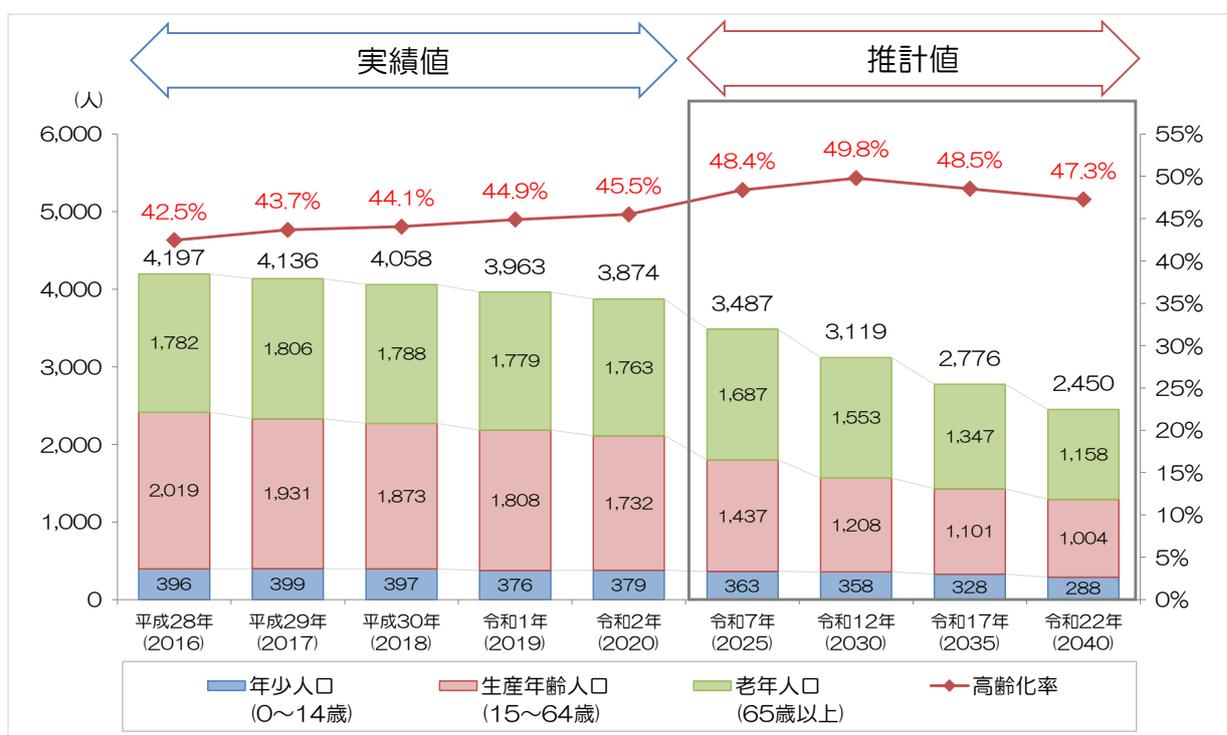
第2章 地域福祉に関する本町の状況

1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移・推計

本町の総人口は、平成28年の4,197人から令和2年には3,874人となり、323人の減少となっています。

今後、少子高齢化が進展する予測となっており、2040年（令和22年）の総人口は2,450人、高齢化率は47.3%となる見込みとなっています。

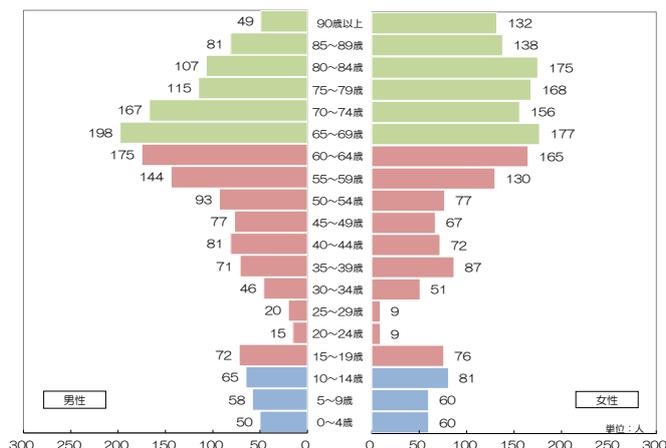


出典：住民基本台帳（平成28年～令和2年）、見える化システムによる独自推計（令和7年～）

(2) 男女別・年齢別人口構成

令和2年の男女別・年齢別人口構成をみると、20～29歳の年代にくびれがみられ、町外への流出がうかがえます。

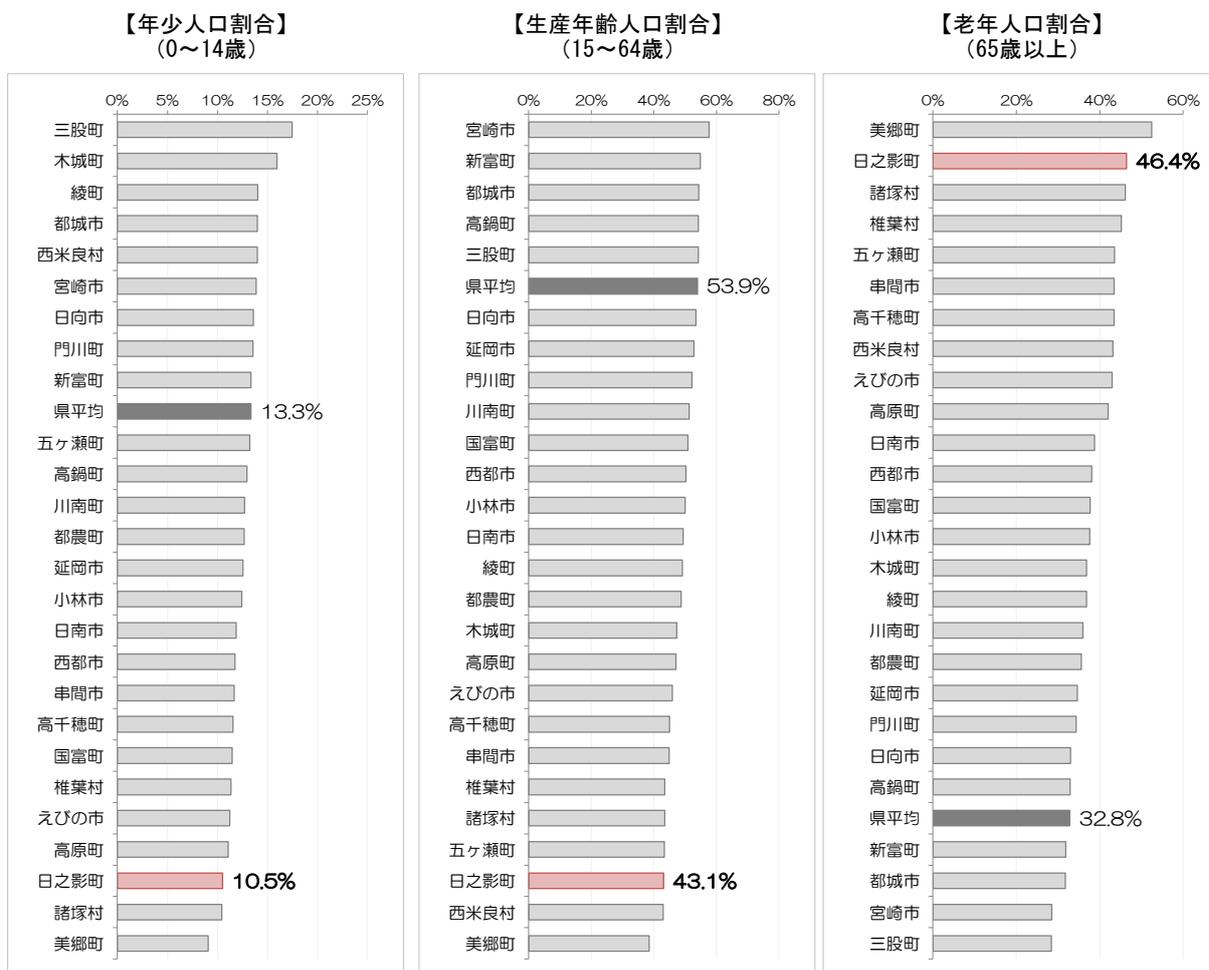
一方、60～69歳の年代に膨らみがみられます。



出典：宮崎県の推計人口と世帯数（令和2年 年報）

(3) 年少人口・生産年齢人口・老年人口割合

令和2年の本町の年少人口割合は10.5%、生産年齢人口割合は43.1%、老年人口割合は46.4%となっています。



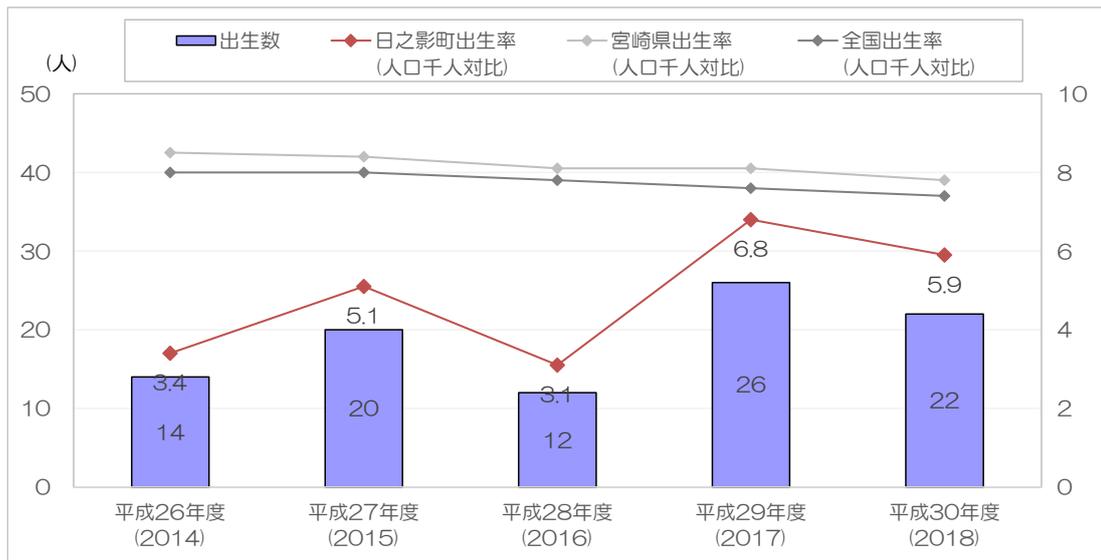
出典：宮崎県の推計人口と世帯数（令和2年 年報）

2 出生・死亡の状況

(1) 出生数・出生率

平成30年度の出生数は22人となっています。

また、平成30年度の出生率（人口千人対比）は5.9で全国及び宮崎県平均出生率を下回っています。

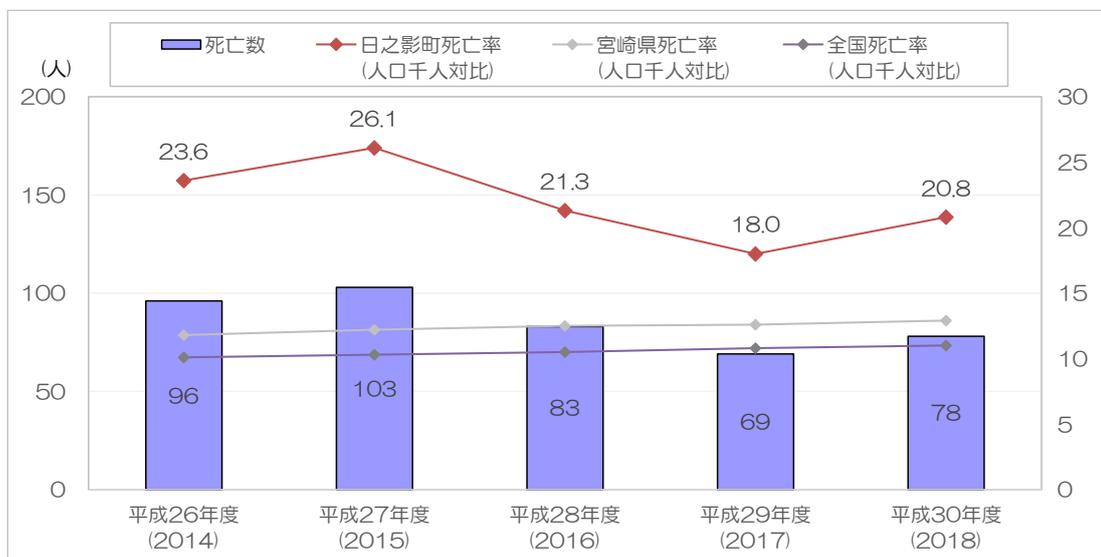


出典：公益財団法人宮崎県健康づくり協会「健康づくりデータブック」

(2) 死亡数・死亡率

平成30年度の死亡数は78人となっています。

また、平成30年度の死亡率（人口千人対比）は20.8で全国及び宮崎県平均死亡率を上回っています。

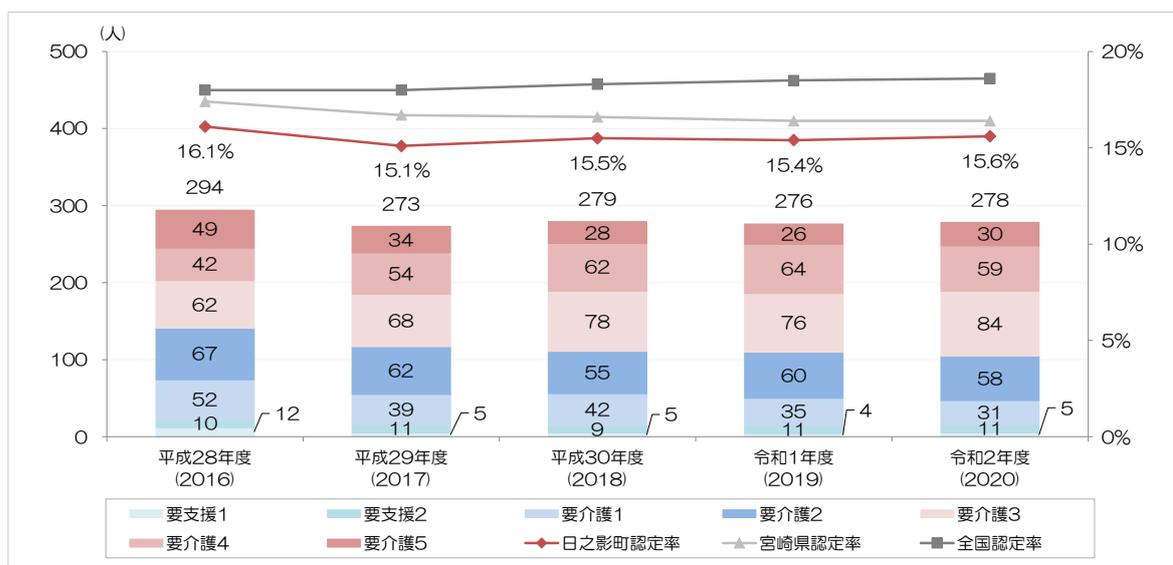


出典：公益財団法人宮崎県健康づくり協会「健康づくりデータブック」

3 要介護（要支援）認定者の状況

(1) 要介護（要支援）認定者・認定率の推移

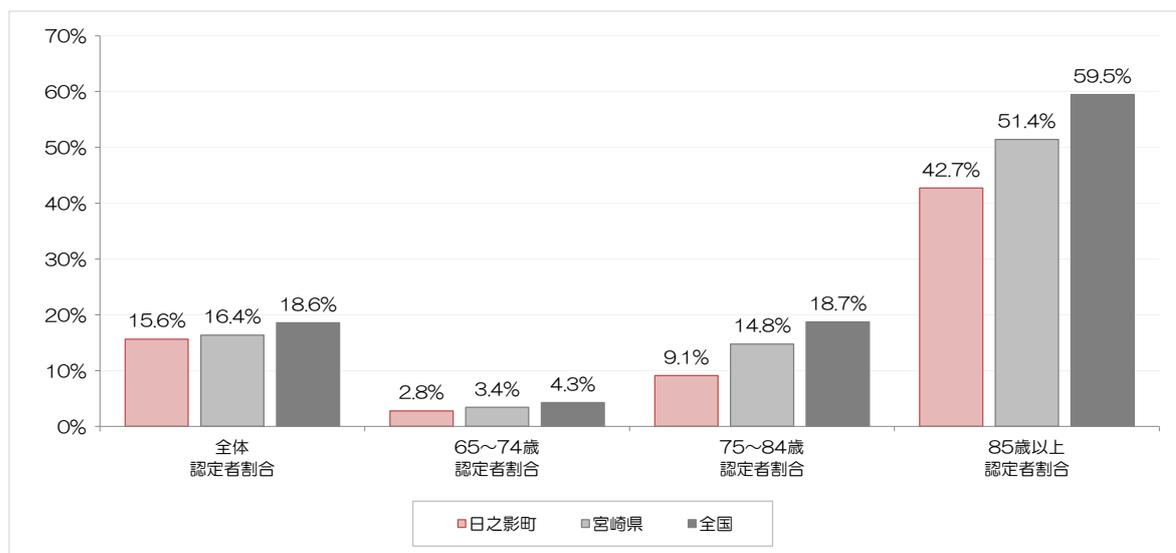
要介護（要支援）認定者数はほぼ同水準で推移しており、令和2年度は278人となっています。また、令和2年度の第1号被保険者に占める認定者の割合は15.6%で全国及び宮崎県平均認定率を下回っています。



出典：介護保険事業状況報告（年報）、令和2年度のみ月報

(2) 年齢3区分認定者出現率

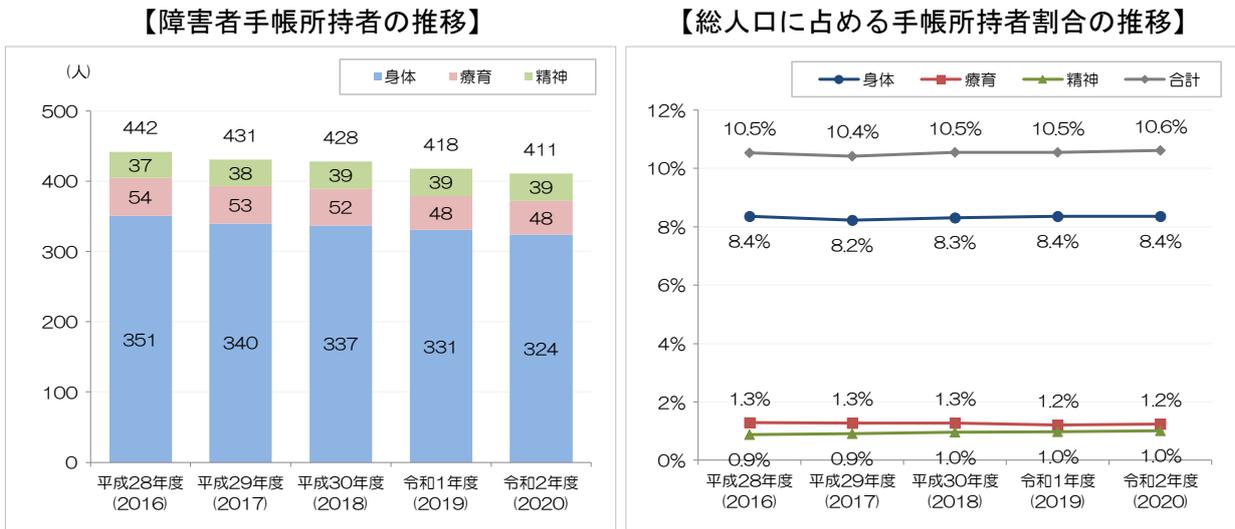
令和2年1月末時点での年齢3区分別認定者割合は65～74歳2.8%、75～84歳9.1%、85歳以上42.7%でいずれも全国及び宮崎県平均より低くなっています。



出典：介護保険事業状況報告（令和2年9月月報）

4 障害者手帳所持者の推移

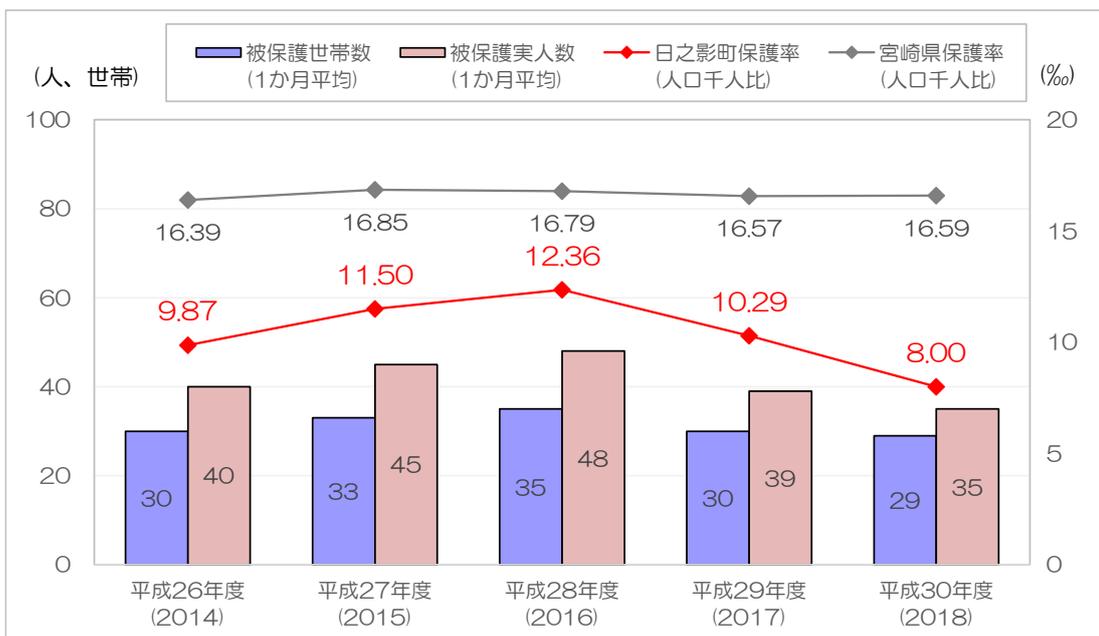
令和2年度の障害者手帳所持者は411人（うち身体324人、療育48人、精神39人）となっています。また、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は10.6%（身体8.4%、療育1.2%、精神1.0%）となっています。



出典：日之影町保健センター資料

5 生活保護受給世帯数・受給人数・保護率の推移

平成30年度の被保護世帯数は29世帯、被保護実人数は35人となっています。また、保護率（人口千人対比）は8.00で宮崎県平均を下回っています。



出典：宮崎県統計年鑑

6 園児数の推移

本町在住の園児数は近年ほぼ同水準で推移しており、令和2年度は116人となっています。

【園児数】



出典：日之影町町民課資料

7 児童生徒数の推移

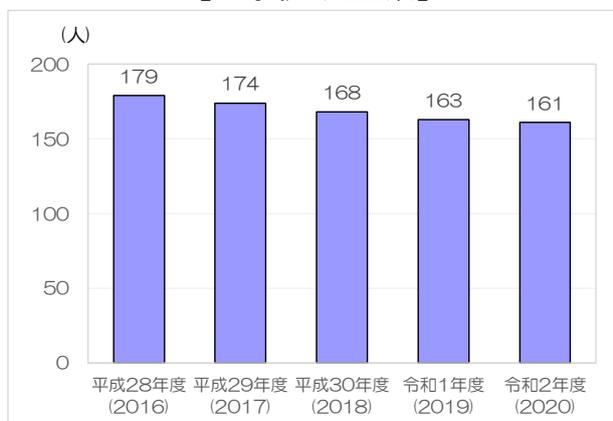
小学校児童数、中学校生徒数ともに減少傾向で推移しており、令和2年度の児童数は161人、生徒数は86人となっています。

(単位：人)

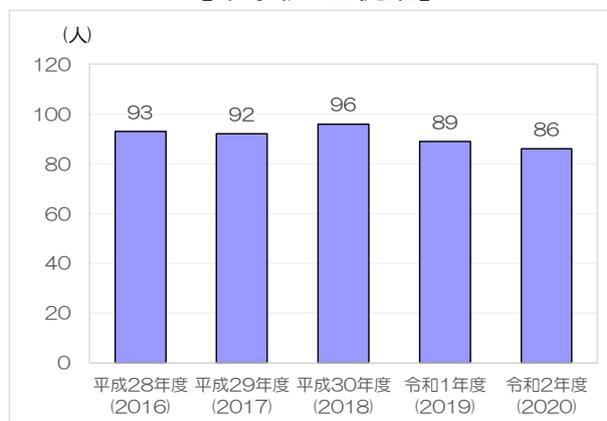
学校名	H28	H29	H30	R1	R2
宮水小学校	86	78	75	71	84
八戸小学校	25	23	16	17	-
高巣野小学校	35	38	43	43	47
日之影小学校	33	35	34	32	30
合計	179	174	168	163	161

学校名	H28	H29	H30	R1	R2
日之影中学校	93	92	96	89	86
合計	93	92	96	89	86

【小学校 児童数】



【中学校 生徒数】



出典：日之影町教育課資料

8 町民アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

令和2年9月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

本町在住の20歳以上の町民から無作為抽出した1,000人を対象とし、郵送による配布・回収を行いました。

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000人	570人	57.0%

(2) 調査結果（抜粋）

※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

※ 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。

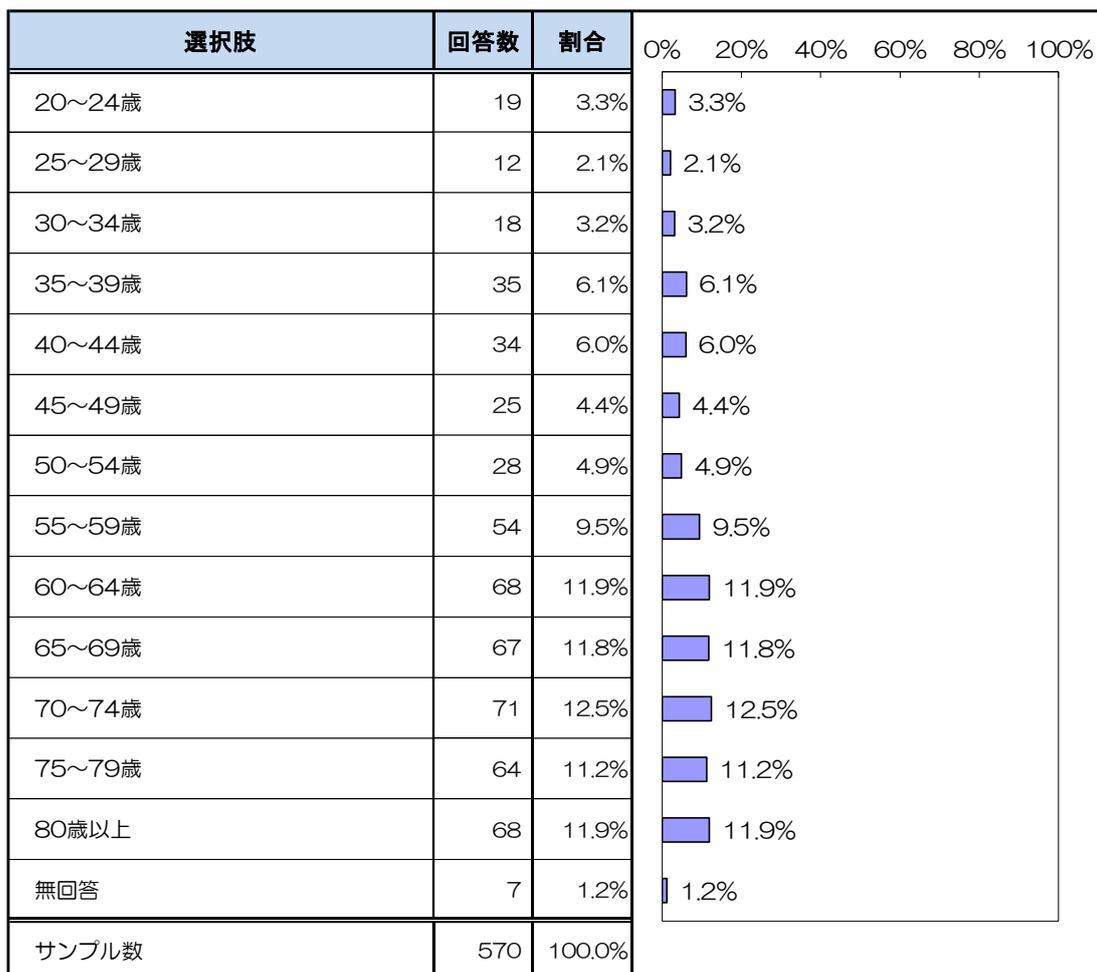
※ 以降の調査結果についても同様となります。

※ 調査結果比較グラフの「宮崎県」は宮崎県が平成31年2月に実施した「平成30年度宮崎県県民意識調査」の調査結果となっています。

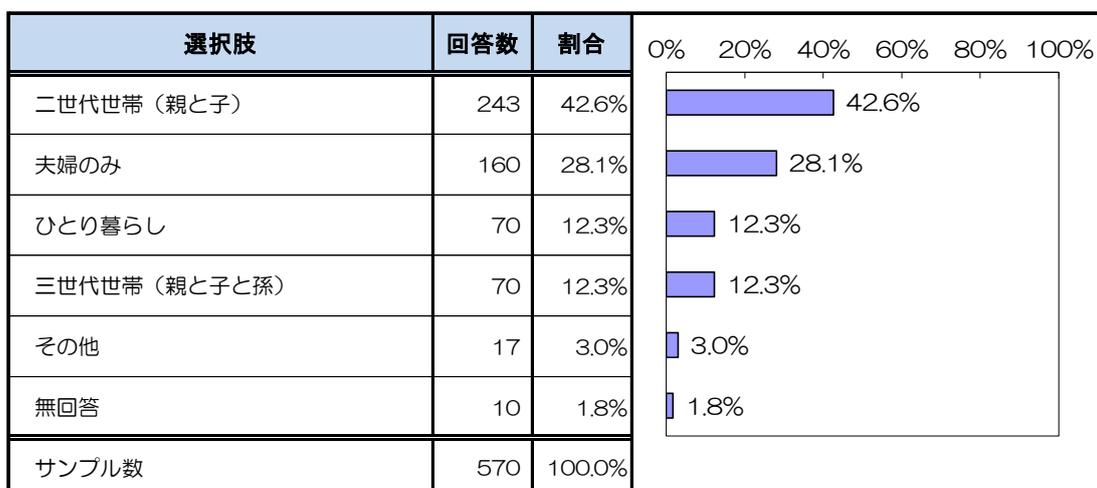
① 性別

選択肢	回答数	割合	
男性	251	44.0%	
女性	308	54.0%	
無回答	11	1.9%	
サンプル数	570	100.0%	

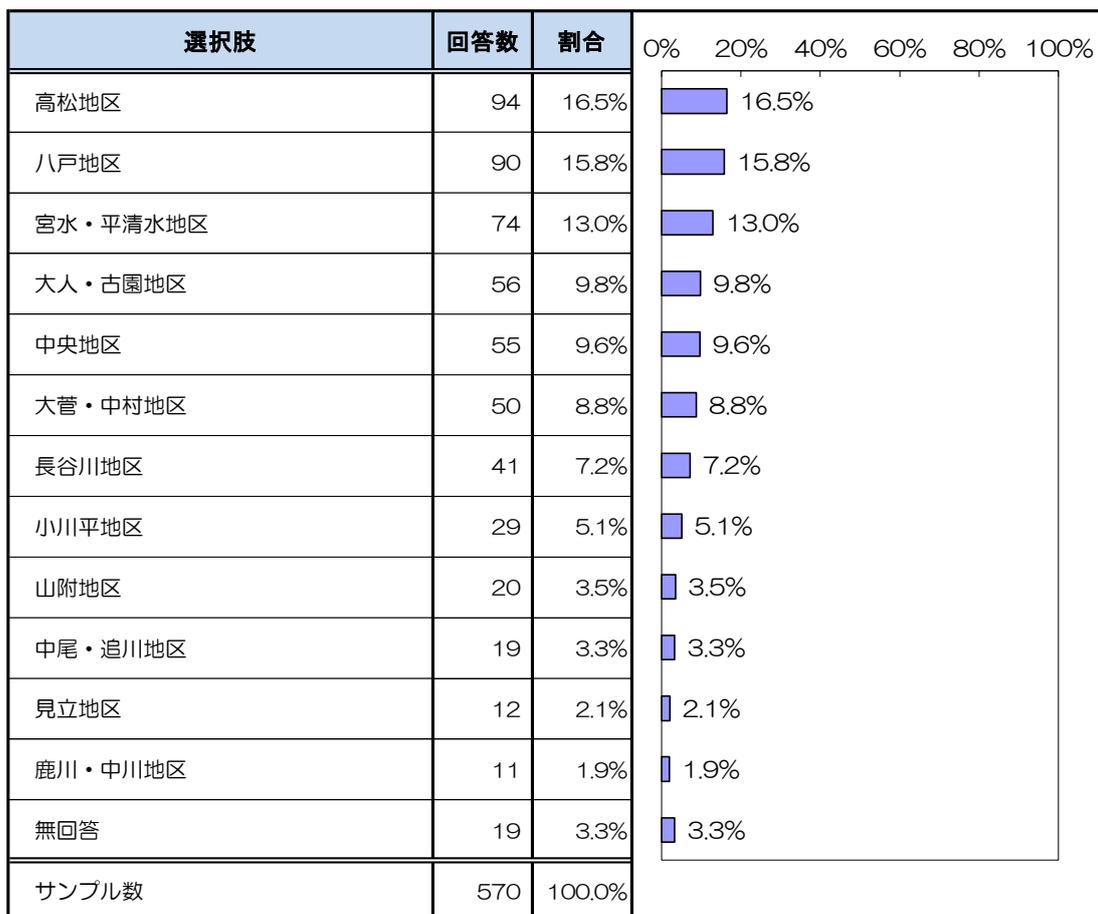
② 年齢（令和2年8月1日現在）



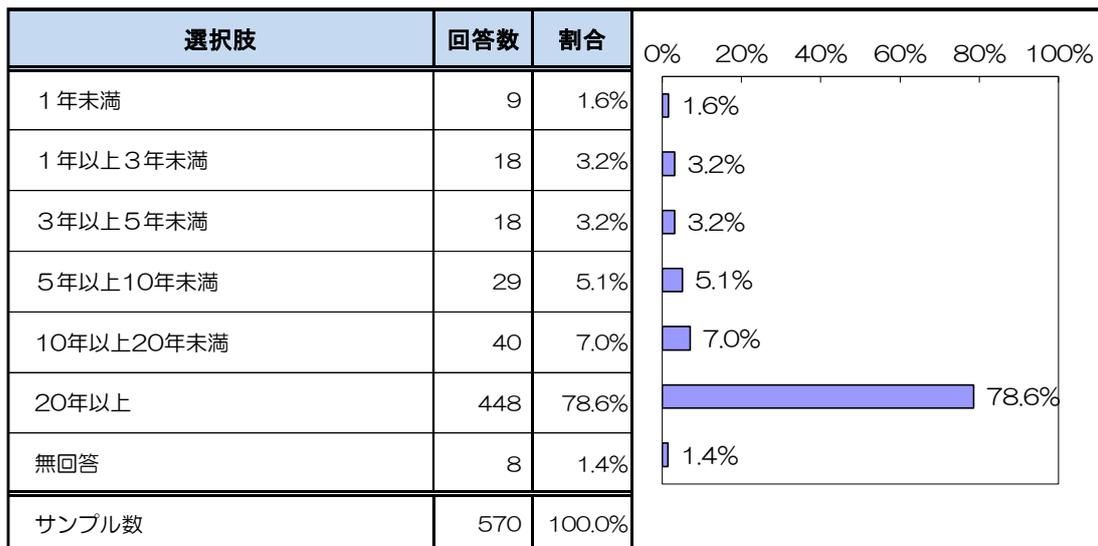
③ 家族構成



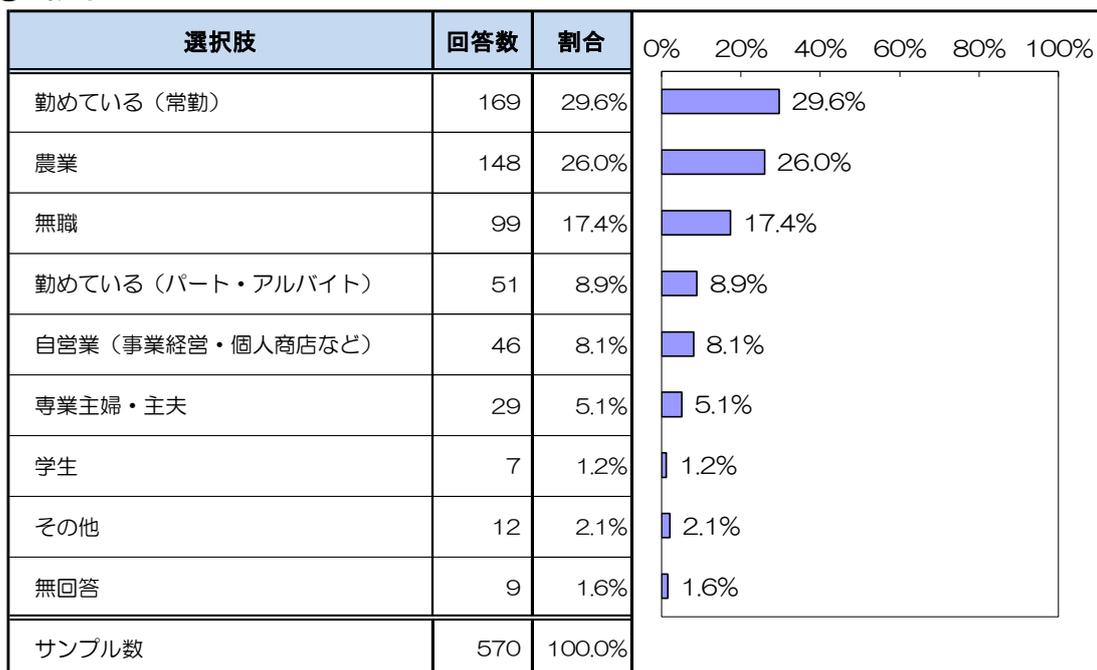
④ 居住地区



⑤ 居住期間

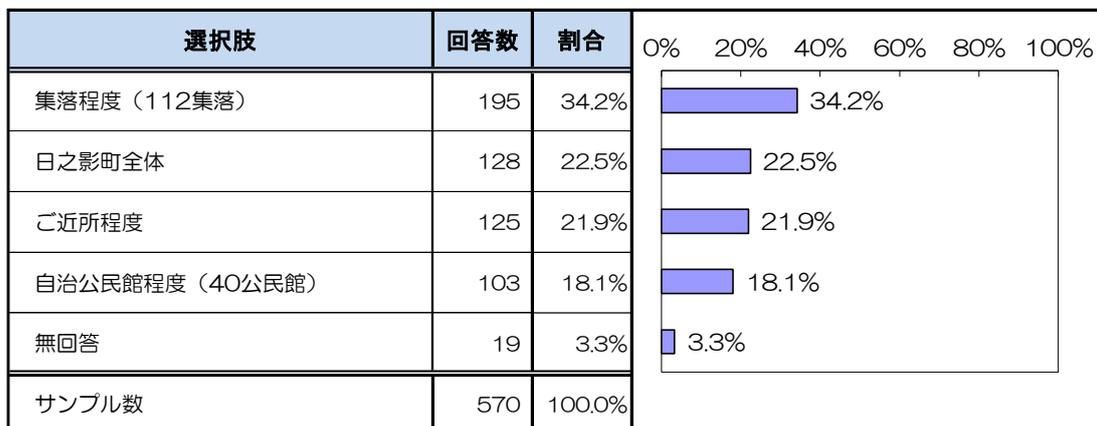


⑥ 職業



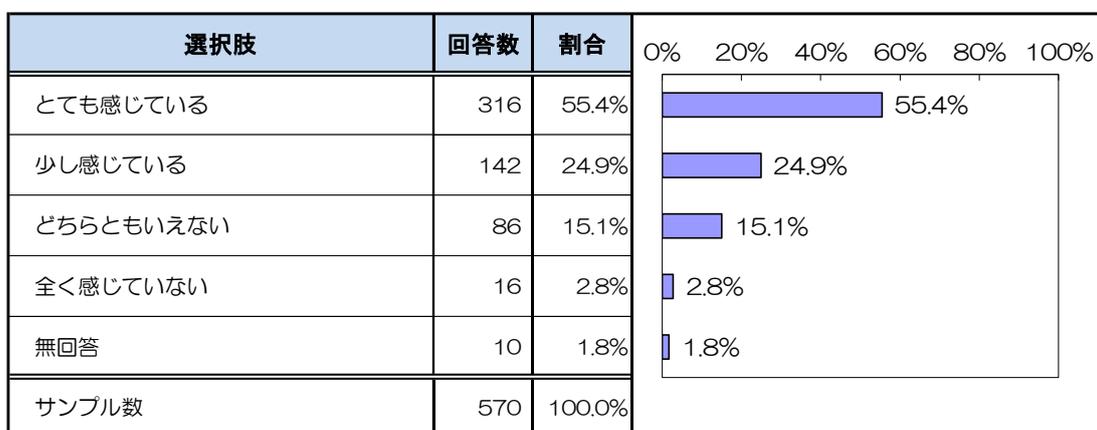
⑦ 助け合いや支える「地域」の範囲

「集落程度（112集落）」が34.2%で最も多く、次いで「日之影町全体」が22.5%となっています。



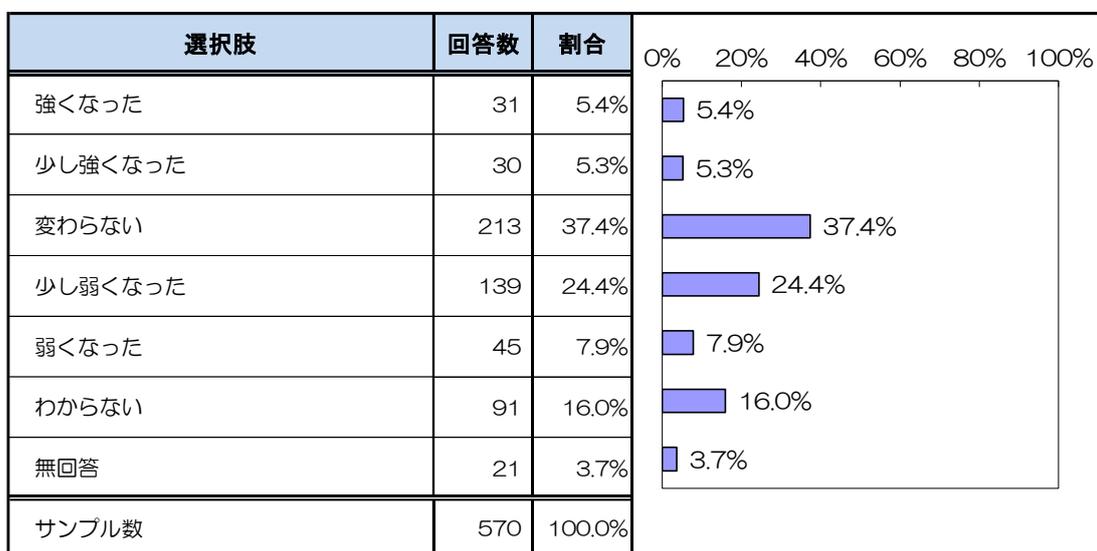
⑧ お住まいの地域への愛着

「とても感じている」(55.4%) 若しくは「少し感じている」(24.9%) と回答した割合の合計が約8割(80.3%)となっています。



⑨ 地域の住民同士のつながりや支え合いの変化(10年前との比較)

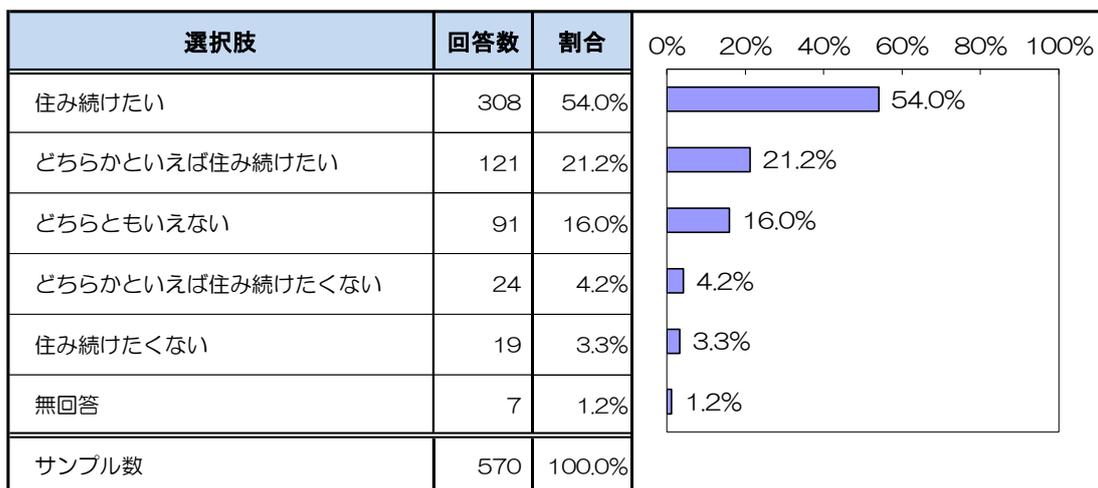
「強くなった」(5.4%) 若しくは「少し強くなった」(5.3%) と回答した割合が約1割(10.7%)である一方、「弱くなった」(7.9%) 若しくは「少し弱くなった」(24.4%) と回答した割合が約3割(32.3%)となっています。



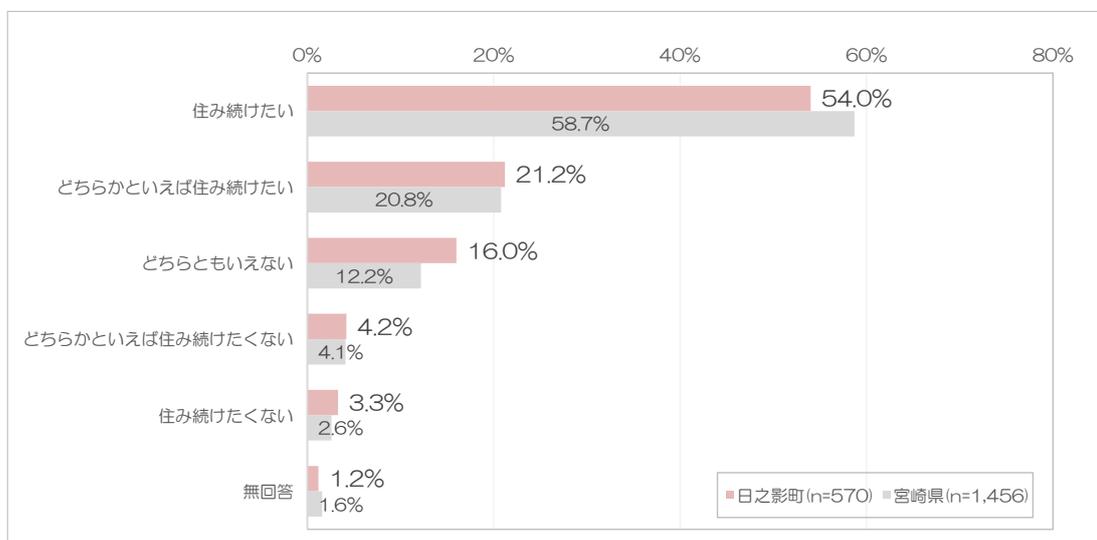
⑩ 現在住んでいる地域に住み続けたいか

「住み続けたい」(54.0%)若しくは「どちらかといえば住み続けたい」(21.2%)と回答した割合の合計が75.2%となっています。

宮崎県調査結果(79.5%)と比較すると4.3ポイント低くなっています。



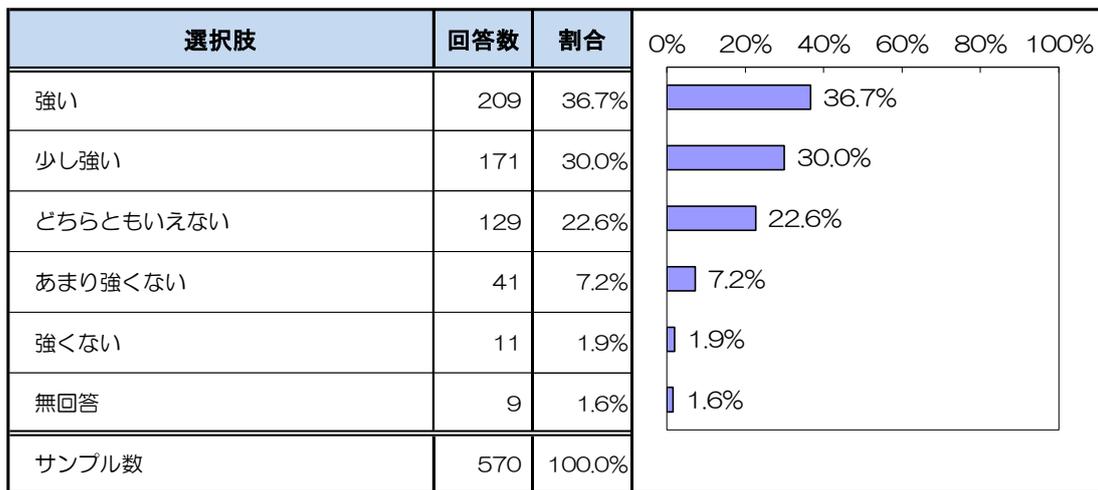
【宮崎県調査結果との比較】



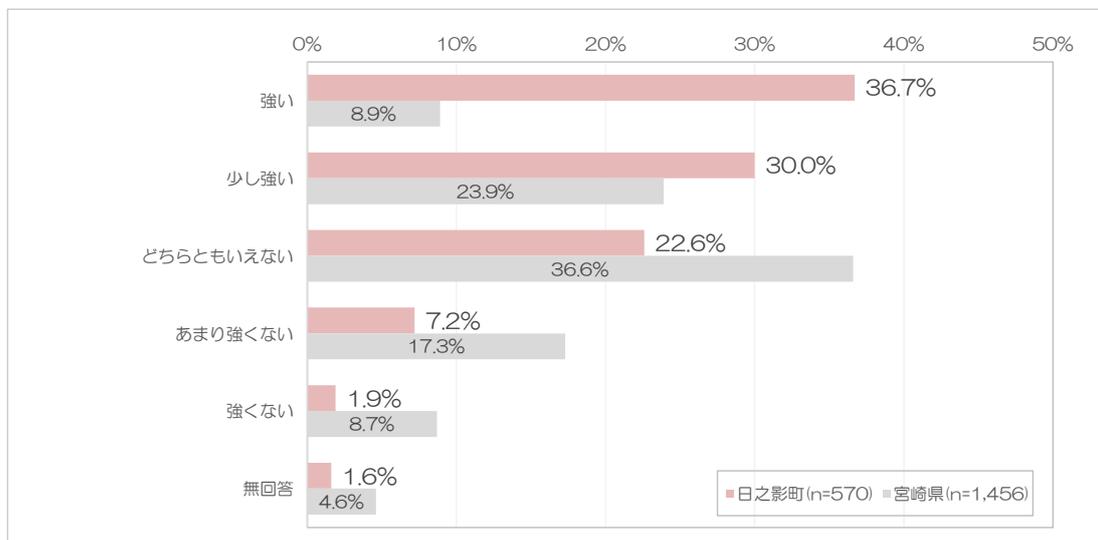
⑪ 地域のつながり

「強い」(36.7%)若しくは「少し強い」(30.0%)と回答した割合の合計が66.7%となっています。

宮崎県調査結果(32.8%)と比較すると33.9ポイント高くなっています。

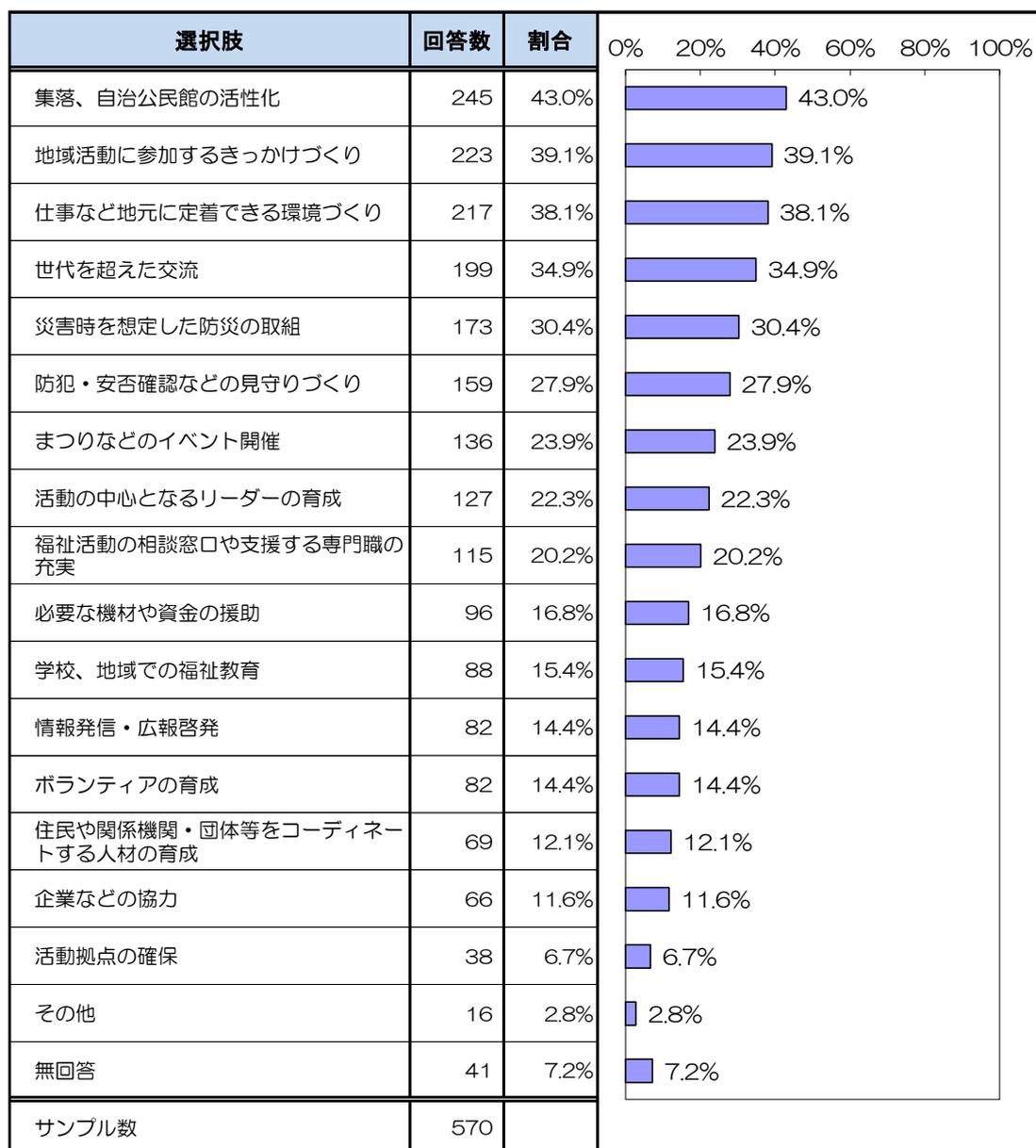


【宮崎県調査結果との比較】



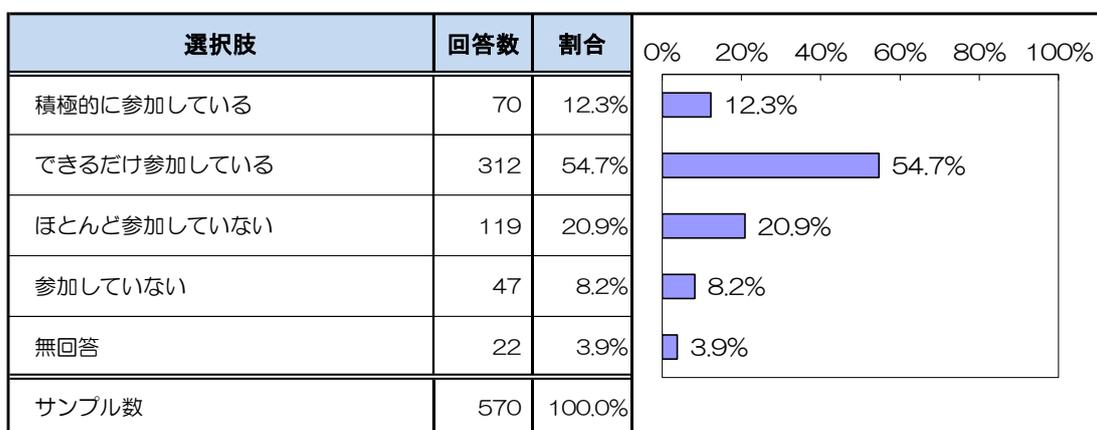
⑫ 住民同士のつながりや支え合いを強くするために必要なこと（全てに○）

「集落、自治公民館の活性化」(43.0%)が最も多く、「地域活動に参加するきっかけづくり」(39.1%)、「仕事など地元で定着できる環境づくり」(38.1%)の順となっています。



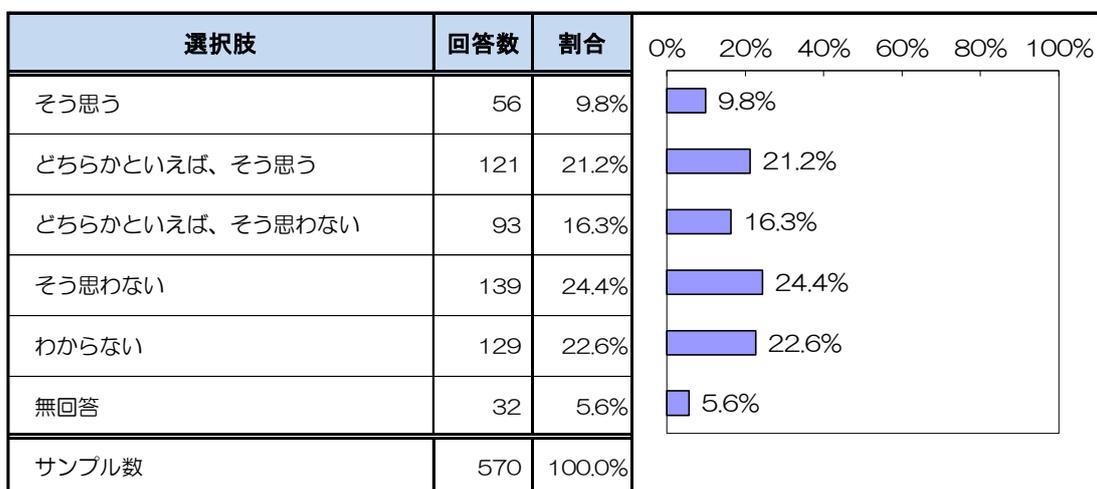
⑬ 町内の行事や活動等への参加状況

「積極的に参加している」(12.3%)若しくは「できるだけ参加している」(54.7%)と回答した割合の合計が約7割(67.0%)となっています。



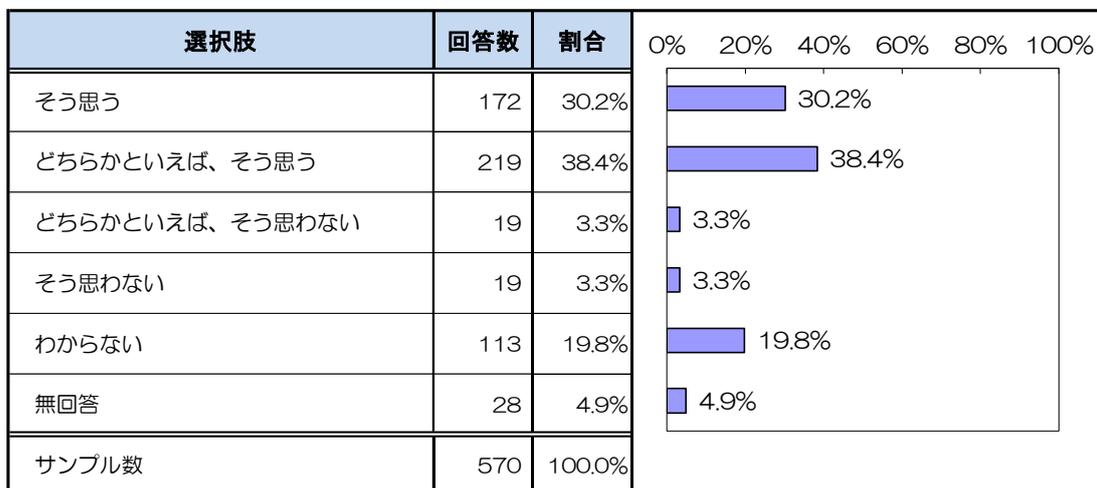
⑭ 本町は安心して妊娠・出産できる環境にあるか

「そう思う」(9.8%)若しくは「どちらかといえば、そう思う」(21.2%)と回答した割合の合計が約3割(31.0%)となっています。



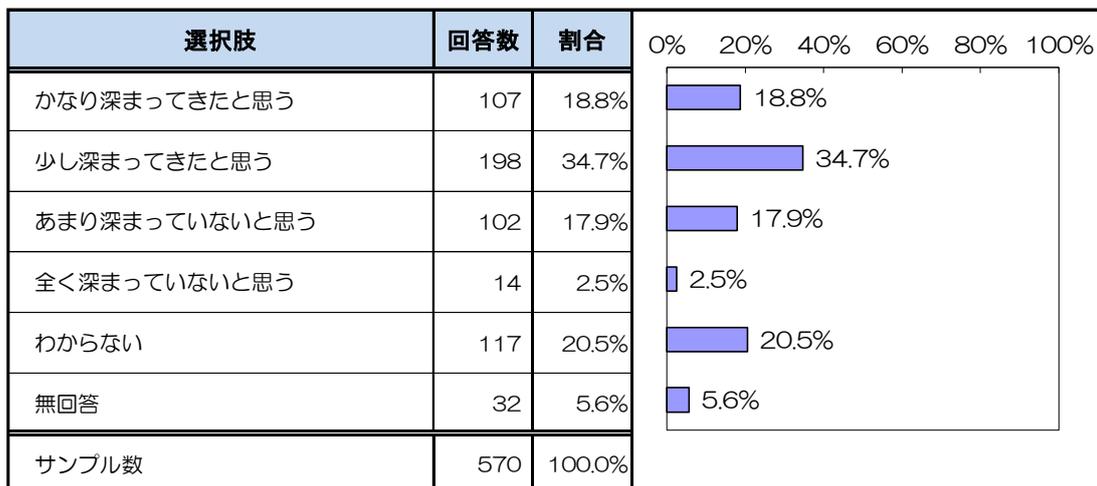
⑮ 地域に住んでいる子どもが心豊かに育っているか

「そう思う」(30.2%)若しくは「どちらかといえば、そう思う」(38.4%)と回答した割合の合計が約7割(68.6%)となっています。



⑯ 障がい者への理解が深まっているか

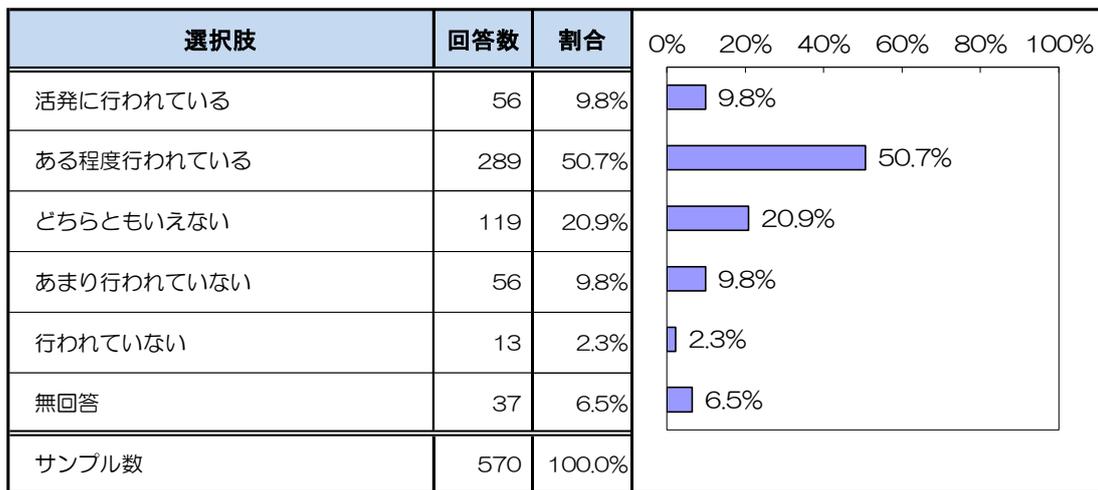
「かなり深まってきたと思う」(18.8%)若しくは「少し深まってきたと思う」(34.7%)と回答した割合の合計が約5割(53.5%)となっています。



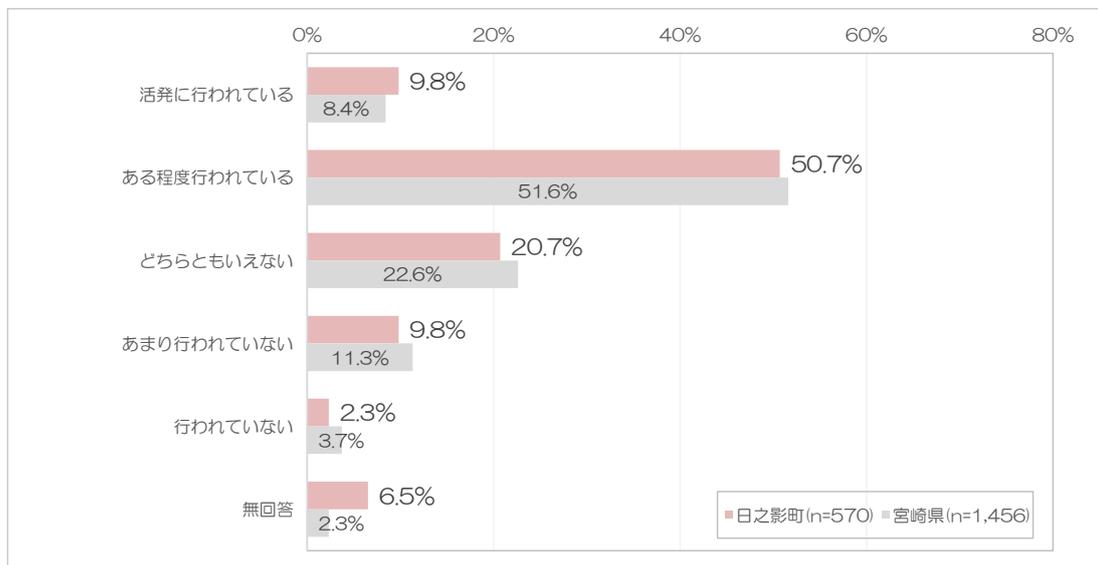
⑰ 本町では高齢者の社会参加活動が活発に行われているか

「活発に行われている」(9.8%) 若しくは「ある程度活発に行われている」(50.7%) と回答した割合の合計が60.5%となっています。

宮崎県調査結果(60.0%)と比較するとほぼ同様となっています。



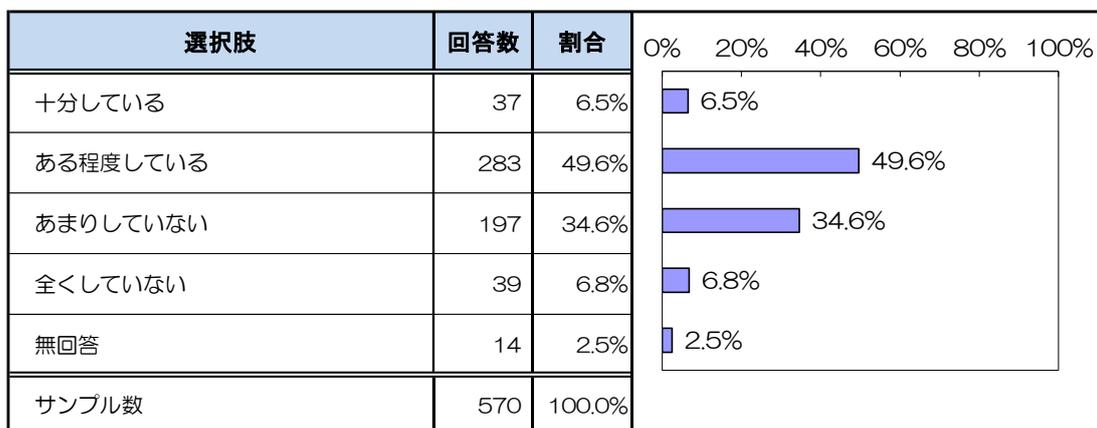
【宮崎県調査結果との比較】



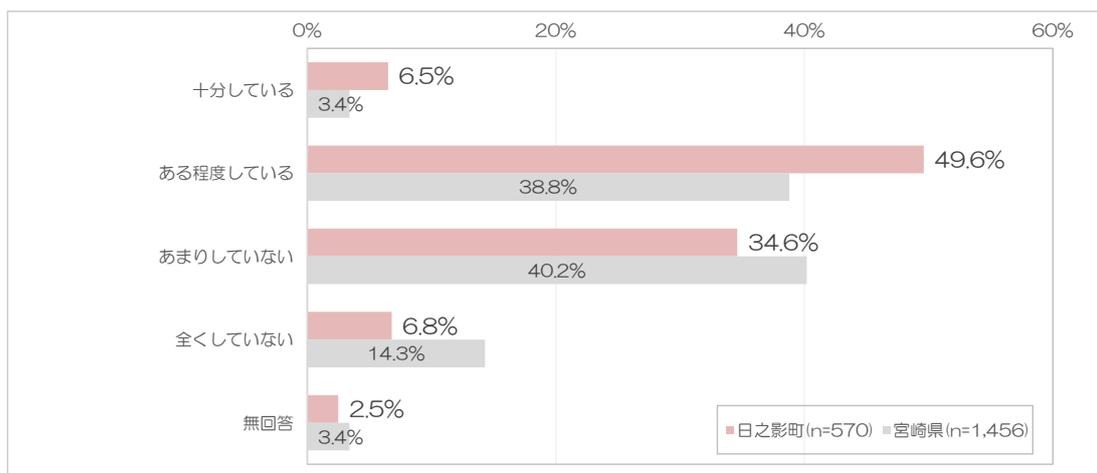
⑩ 災害に対する備え

「十分している」(6.5%) 若しくは「ある程度している」(49.6%) と回答した割合の合計が56.1%となっています。

宮崎県調査結果(42.2%)と比較すると13.9ポイント高くなっています。

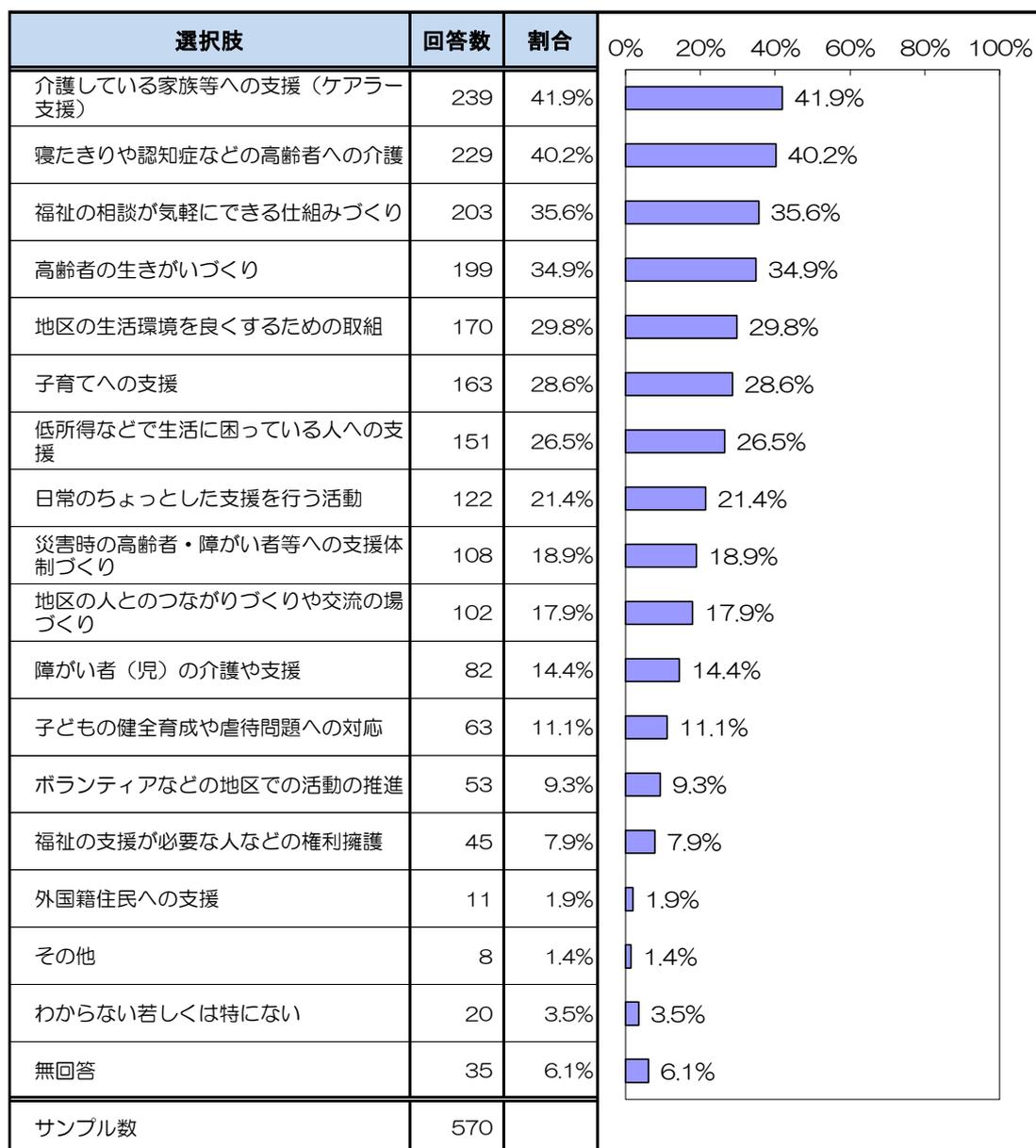


【宮崎県調査結果との比較】



⑱ おおむね5年間で推進すべき取組

「介護している家族等への支援（ケアラー支援）」（41.9%）が最も多く、次いで「寝たきりや認知症などの高齢者への介護」（40.2%）、「福祉の相談が気軽にできる仕組みづくり」（35.6%）などとなっています。



9 民生委員等アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

令和2年9月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

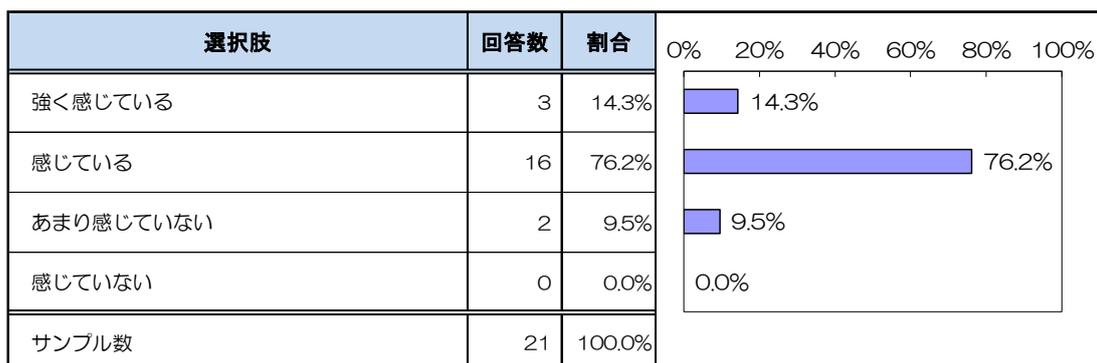
本町の民生委員・児童委員、主任児童委員を対象とし、郵送による配布・回収を行い、21人の方から回答がありました。

(2) 調査結果（抜粋）

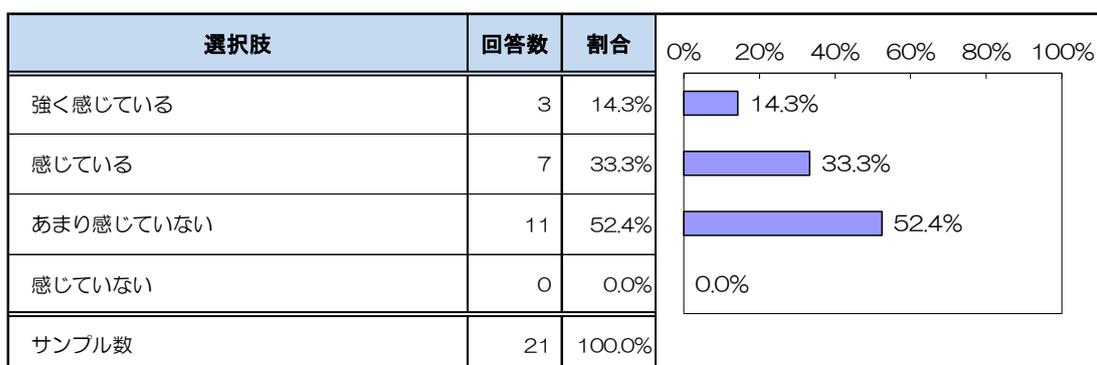
① 活動についてのやりがいや負担感

約9割の方がやりがいを感じている一方、約5割の方が負担感を感じています。

【やりがい】

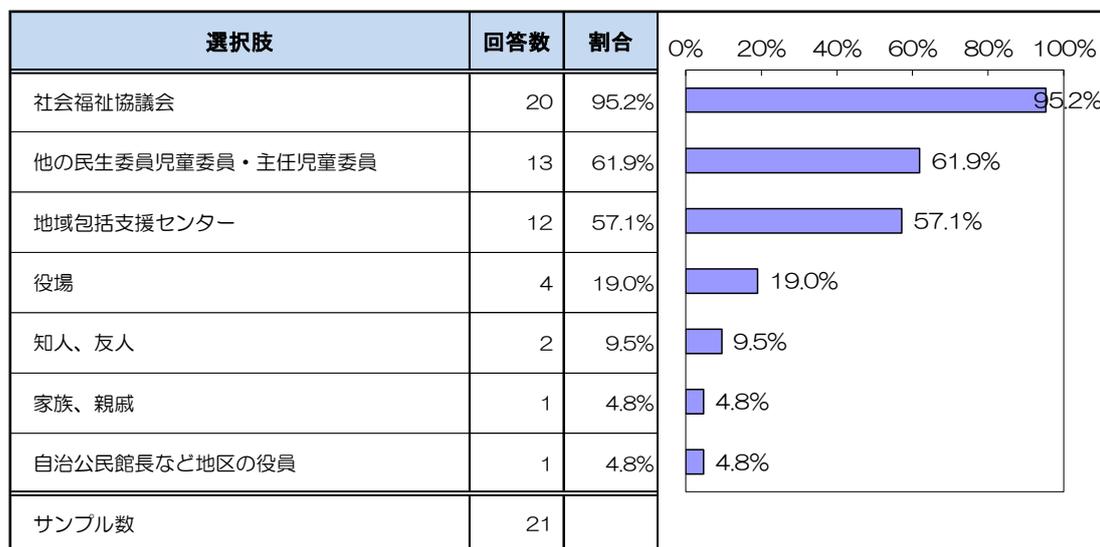


【負担感】



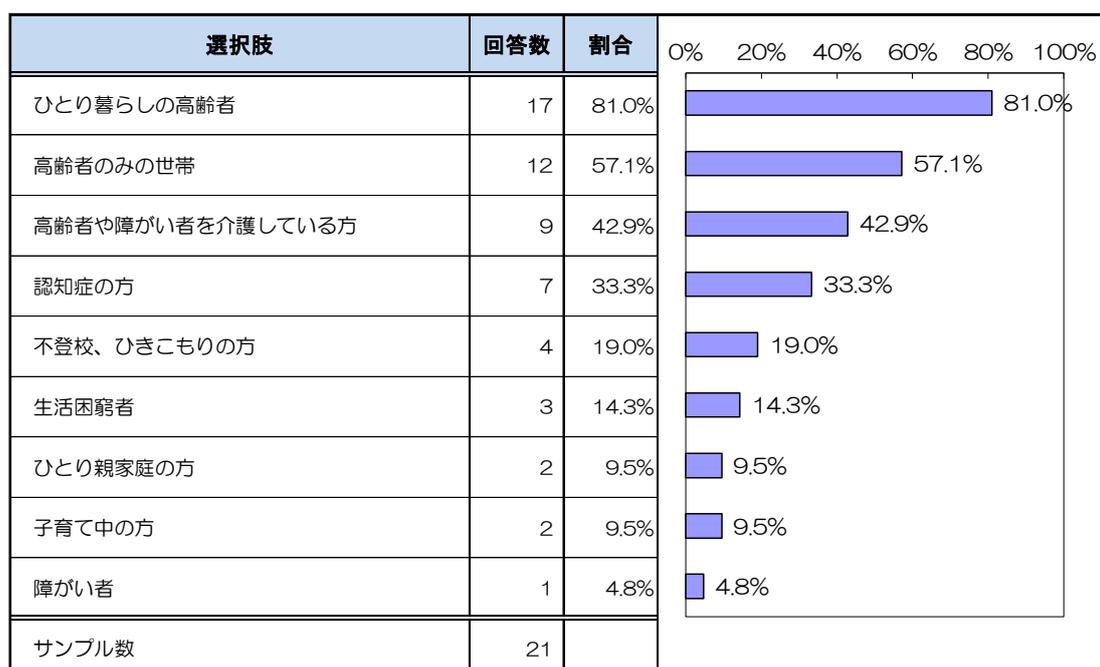
② 活動する中で困ったときの相談相手

「社会福祉協議会」(95.2%)が最も多く、次いで「他の民生委員児童委員・主任児童委員」(61.9%)、「地域包括支援センター」(57.1%)などとなっています。



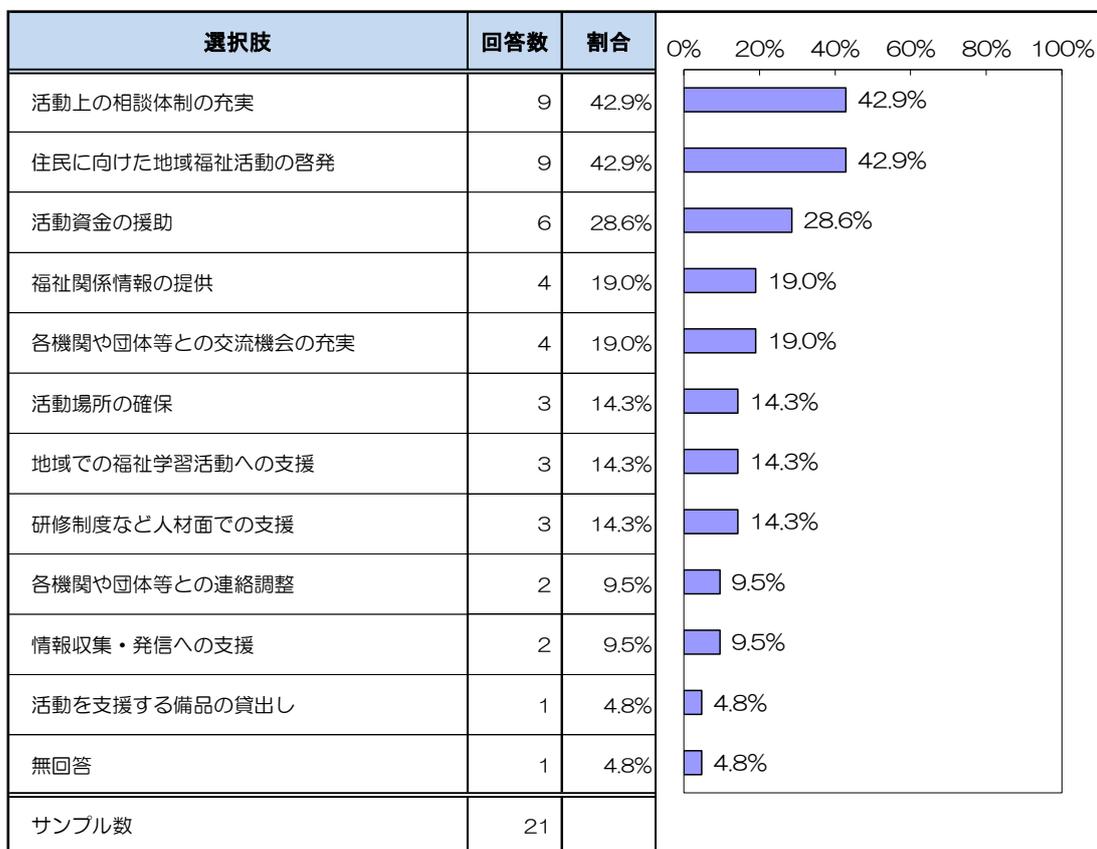
③ 地区の中で特に支援が必要と思われる人(3つ以内で○)

「ひとり暮らしの高齢者」(81.0%)が最も多く、次いで「高齢者のみの世帯」(57.1%)、「高齢者や障がい者を介護している方」(42.9%)などとなっています。



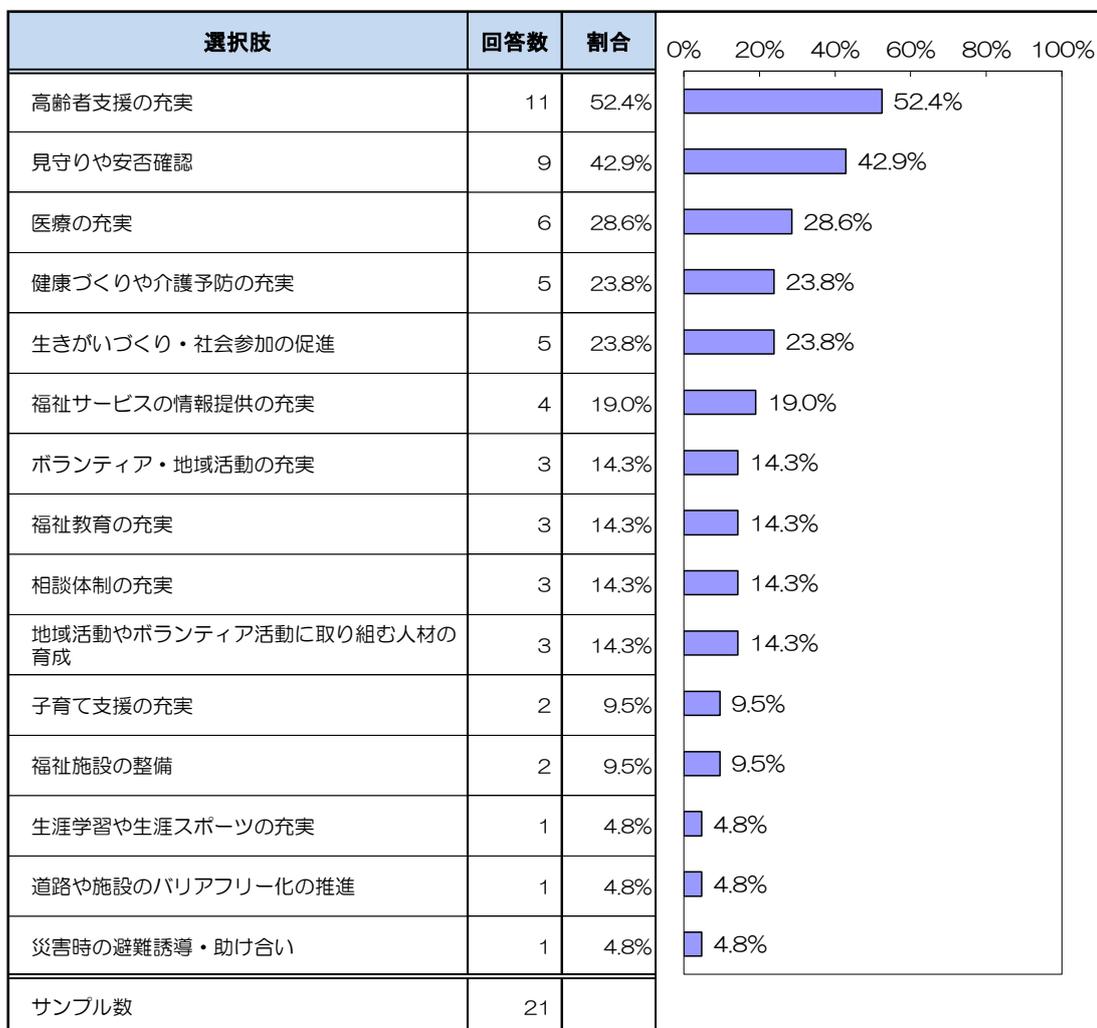
④ 地域福祉活動を推進していく上で、日之影町に期待すること（3つ以内で○）

「活動上の相談体制の充実」(42.9%)及び「住民に向けた地域福祉活動の啓発」(42.9%)が多くなっています。



⑤ 安心して暮らすために重要なこと（3つ以内で〇）

「高齢者支援の充実」（52.4%）が最も多く、次いで「見守りや安否確認」（42.9%）、「医療の充実」（28.6%）などとなっています。



10 公民館長アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

令和2年9月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

本町の公民館長を対象とし、郵送による配布回収を行い、29人の方から回答がありました。

(2) 調査結果（抜粋）

① 地区住民のふれあい場としての活動を行っているか

「行っている」が約8割となっています。



② 地区内での困りごとを共有しているか

「ある程度共有している」が約8割となっています。



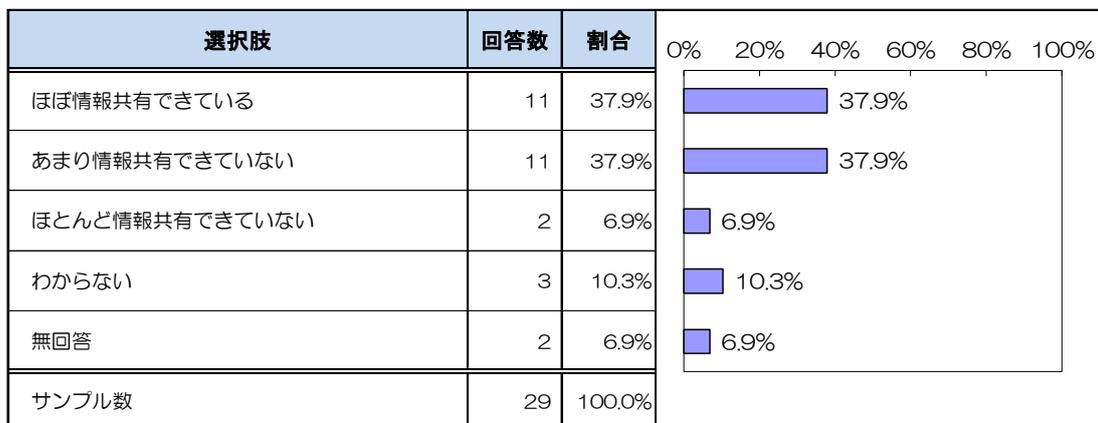
③ 日常生活で困っている住民に対する助け合い活動を行っているか
「行っている」が約4割となっています。



④ 何らかの見守り活動を行っているか
「行っている」が約4割となっています。

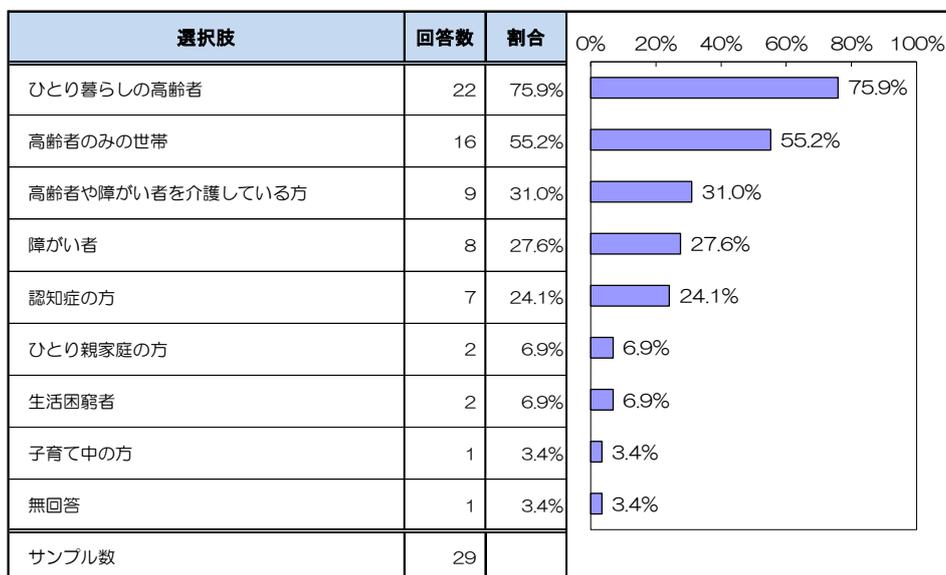


⑤ 災害時避難行動要支援者についての関係者間での情報共有
「ほぼ情報共有できている」が約4割となっています。



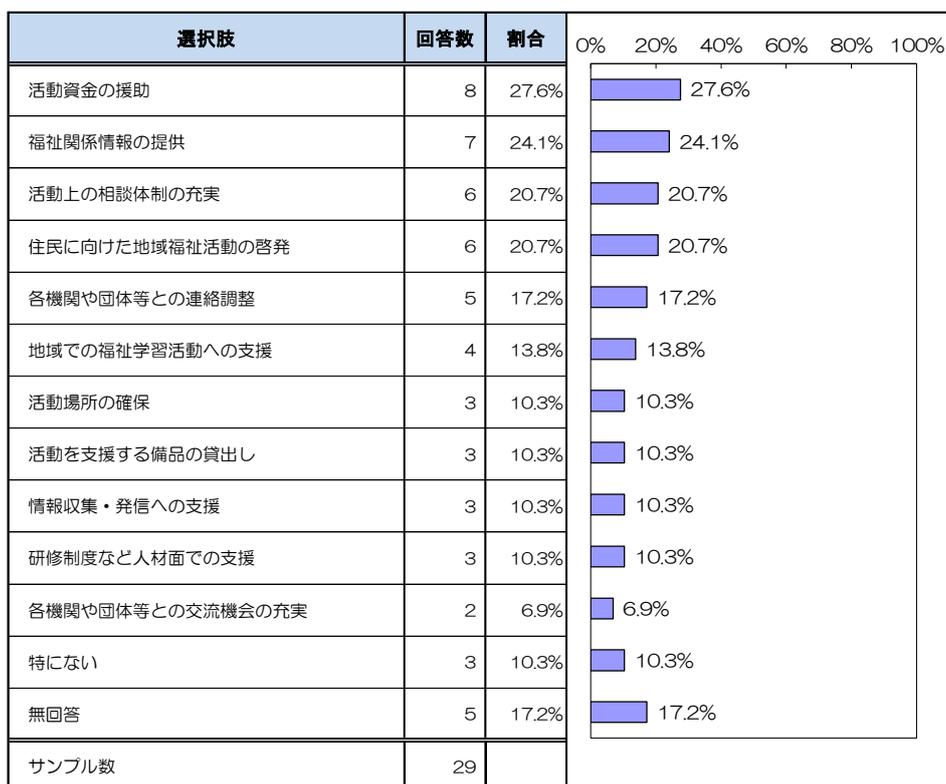
⑥ 地区の中で特に支援が必要と思われる人（3つ以内で○）

「ひとり暮らしの高齢者」（75.9%）が最も多く、次いで「高齢者のみの世帯」（55.2%）、「高齢者や障がい者を介護している方」（31.0%）などとなっています。



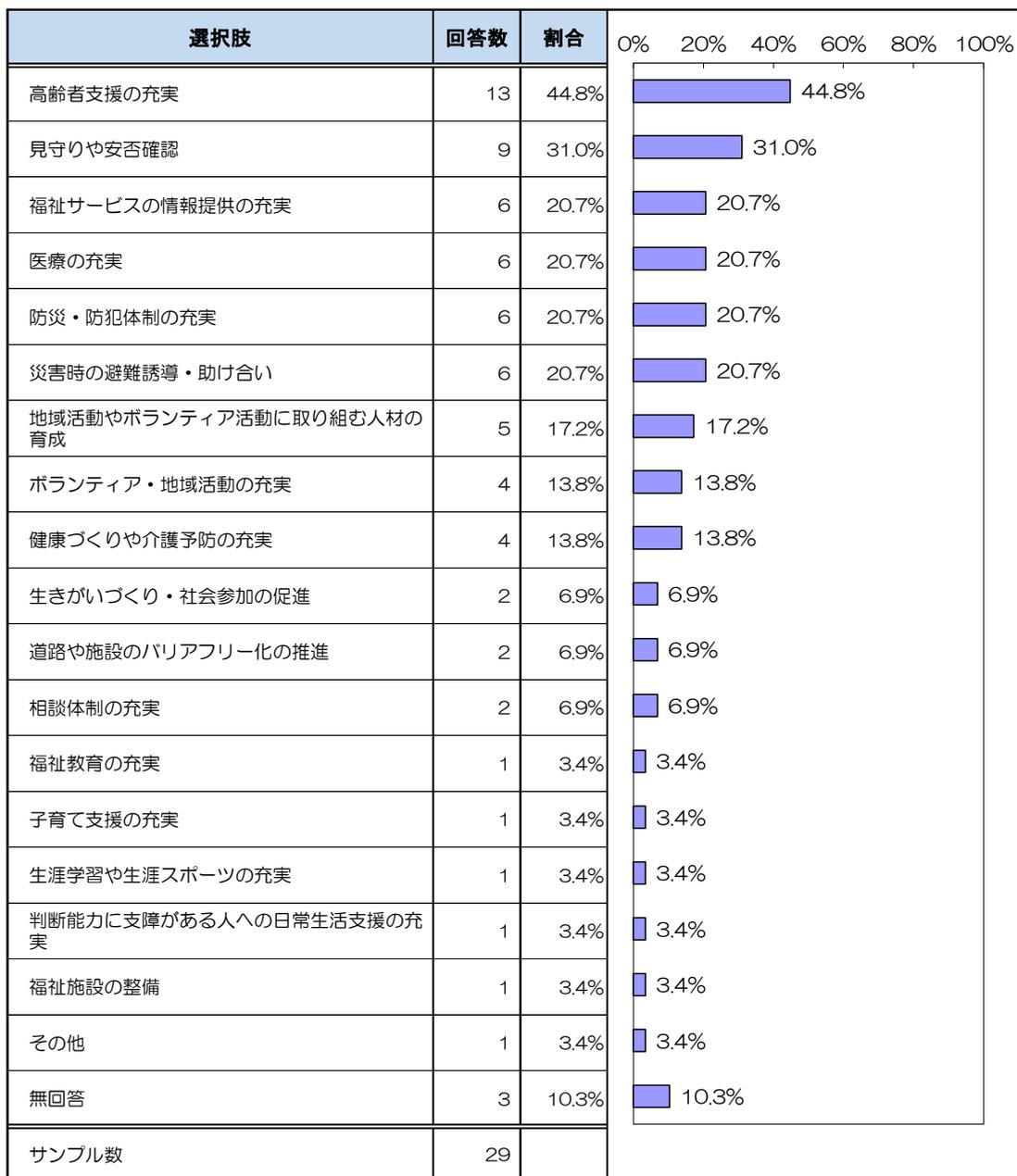
⑦ 地域福祉活動を推進していく上で、日之影町に期待すること（3つ以内で○）

「活動資金の援助」（27.6%）が最も多く、次いで「福祉関係情報の共有」（24.1%）などとなっています。



⑧ 安心して暮らすために重要なこと（3つ以内で〇）

「高齢者支援の充実」（44.8%）が最も多く、次いで「見守りや安否確認」（31.0%）、「福祉サービスの情報提供の充実」「医療の充実」（20.7%）などとなっています。



第3章 第3期計画の実施状況及び今後の方向性

第3期計画では「支え合い幸せに暮らせるまちづくり」の基本目標の下、6つの基本項目を定め具体的事業・取組を推進してきました。

基本項目ごとの主な実施状況は以下のとおりです。

1 ニーズ把握

福祉課題を早期発見し早期に対応していく、一人の不幸も見逃さない仕組みづくりやいつでも誰でもどんなことでも気軽に相談できる体制づくりに努めました。

(1) ニーズ把握

【主な事業・取組の実施状況】

ニーズの調査					
内容	一般住民対象の定期的なニーズ調査を実施				
実施状況	①令和2年度に町民 1,000 人を対象としたアンケート調査実施しました。 ②見立地区を対象に集落支援員を配置し、毎月1回対象世帯を訪問し、地区の状況、各家の状況を把握しました。				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画	●	-	●	-	●
①実績	-	-	-	-	○
②実績	-	-	○	○	○

緊急通報システム					
内容	一人暮らし等要援護者の緊急時の早期発見				
実施状況	既存の緊急通報装置のほかに、E & Mとの共同開発により人感センサーによる緊急通報装置の実験を行いました。				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画	●	●	●	●	●
実績(設置件数)	24 件	21 件	19 件	20 件	16 件

ニーズ早期発見システム					
内容	一人暮らし等要援護者の緊急時の早期発見				
実施状況	①平成27年から日之影町、日之影町社会福祉協議会、7つの民間事業所と協定を結び、日之影町地域見守りふれ愛ネットワーク事業を実施し、独居高齢者の見守りや異常の早期発見等の活動を行いました。 ②平成21年度から愛のおたより事業を実施しています。町内に居住する70歳以上のひとり暮らしの方に、職員が手書きによるはがきで「お便り」を送ることにより、精神的な支えとなり、自立を促し、配達時の声かけもかねています。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(活動件数)	20件	11件	10件	16件	13件
②実績(発送数)	350通	-	-	-	-

住民座談会からのニーズ把握					
内容	住民座談会の開催により住民の声を直接聞く機会を設ける				
実施状況	①行政座談会の開催（平成29年度実施）。 ②必要に応じ事務連絡員を通じての意見収集を行いました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	-	-	-	-	●
①実績(開催地区)		13地区	-	-	-
②実績	○	○	○	○	○

相談窓口からのニーズ把握					
内容	関係機関の相談窓口から情報収集				
実施状況	①地域包括支援センターの実施状況 高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などについて相談を受け、地域の保健・医療・介護福祉サービス等の利用につなげました。 ②保健センター（母子保健） 母子ケア会議（保育園・教育員会・町民課・保健センター）の開催。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績	○	○	○	○	○
②実績(開催回数)	4回	4回	4回	4回	4回(予定)

民生委員等福祉関係者からのニーズ把握					
内容	民生委員等福祉関係者からの情報収集				
実施状況	毎月定例会を開催し、見守りが必要な高齢者等の情報収集、情報共有を行いました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	-	-	-	-	●
実績(開催回数)	11回	11回	11回	10回	8回

事業者間の情報共有					
内容	発見された福祉課題を早期に関係機関につなぐ仕組みづくり 要援護者等の情報を管理し、効率的なサービス提供につなげる				
実施状況	①地域ケア個別会議・地域ケア推進会議にて、専門職との多職種連携を図り、個別援助計画の助言を行いました。 ②在宅医療介護連携推進会議において、医師をはじめ医療職、介護職、行政機関で切れ目のない円滑なサービス提供を実施しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(開催回数)	26回	26回	23回	24回	24回(予定)
②実績(開催回数)	12回	12回	12回	12回	12回(予定)

情報管理システム					
内容	福祉課題の情報を管理し、効率的なサービスにつなげる				
実施状況	①社会福祉士、保健師、介護支援専門員のほかに経験豊富な認知症地域推進員、生活コーディネーターを兼任する職員を配置し、総合相談の対応を行いました。 ②平成25年4月から自治体クラウドシステムにおいて福祉に関する情報を管理しています。平成30年度には、高齢者施設管理システムを導入し運用を開始しました。また、平成28年度に地域福祉支援システムを導入し、要支援者に対し災害時の避難に必要な情報を総務課、町民課、保健センター、社会福祉協議会で共有し管理しています。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(相談件数)	4,584件	4,813件	4,670件	4,826件	2,800件 (9月現在)
②実績	○	○	○	○	○

(2) 相談機能の充実

【主な事業・取組】

専門相談					
内容	弁護士による法律相談など、専門的な相談に応じる				
実施状況	年4回の無料法律相談を実施しました。(令和2年度から年2回)				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(相談件数)	15件	5件	6件	7件	2件

民生委員等福祉関係者による相談機能の充実					
内容	民生委員など福祉関係者へ相談しやすい環境をつくる				
実施状況	①社協だより等の広報誌を利用した活動紹介を行いました。 ②毎月1回定例会を開催し、地域福祉、相談支援等の研修を行いました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(発行回数)	10回	10回	9回	6回	2回
②実績(開催回数)	11回	11回	11回	10回	8回

2 福祉サービス利用促進

必要な情報を全住民に確実に伝えるための仕組みづくりや誰もが福祉サービスを効率的に利用できるための支援に努めました。

(1) 情報提供

【主な事業・取組】

防災無線					
内容	防災無線の活用。また、行政からの一方通行情報発信から、行政・住民双方向からの情報発信へ				
実施状況	必要に応じて防災無線により情報発信しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績	○	○	○	○	○

インターネットでの情報公開					
内容	全国どこからでも家に居ながら情報を収集・発信できるためのインターネット活用した情報提供				
実施状況	①町ホームページを平成27年度にリニューアルし、平成28年4月より公開しています。随時最新情報を更新し、日之影町へのご意見ご要望のコーナーも設けています。 ②町営テレビ放送は平成23年度から自主放送及びデータ放送を開始し、随時情報の提供を行っています。 ③インターネット回線については、平成23年度に全世帯へ光ファイバーを引き込みインターネットが可能な環境を整備しました。以降、インターネットの利用世帯は年々増加しています。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績	○	○	○	○	○
②実績	○	○	○	○	○
③実績(利用世帯)	482世帯	521世帯	539世帯	568世帯	576世帯 (7月末現在)

(2) 福祉サービス利用支援

【主な事業・取組】

地域福祉権利擁護					
内容	判断能力が不十分な方や自己決定ができない方が適切に福祉サービスを受けられるための支援				
実施状況	①日之影町社会福祉協議会において日常生活自立支援事業を実施しました。 ②日之影町社会福祉協議会において成年後見制度の活用を支援しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(利用件数)	16件	19件	14件	13件	13件
②実績(利用件数)	1件	1件	1件	3件	3件

福祉サービス提供者間のネットワーク	
内容	住民主体のサービスを提供するため、事業者間の情報交換と連携強化
実施状況	①地域サロン等での介護予防事業、要支援者等の総合事業サービス利用の充実を図りました。 ②地域ケア推進会議において情報交換を行いました。

3 福祉活動への住民参加促進

公民館を拠点とした小地域福祉活動の展開や日常生活上の不便さを解消するためのサービスの開発等に努めました。

(1) 小地域福祉活動

【主な事業・取組】

見守りネットワーク					
内容	児童や認知症高齢者等の見守りを地域住民と企業や学校などが協働行うネットワークづくり				
実施状況	平成27年に日之影町、日之影町社会福祉協議会、7民間事業所で協定を結び見守りネットワークを組織化しました。(日之影ふれ愛ネットワーク)				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(活動件数)	20件	11件	10件	16件	7件

友愛訪問					
内容	ひとり暮らし・引きこもりがちな高齢者の安否確認や話し相手などを目的とした定期的な訪問				
実施状況	①独居高齢者、高齢者世帯、障がい者等を対象に、民生委員による友愛訪問活動を実施しました。 ②おたすけ2680事業において地域ボランティアを養成し、ボランティア会員の増加につなげています。 ③民生委員の定例会において、友愛訪問についての会議(内容の再検討)を開催しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(実施回数)	11回	11回	11回	10回	8回
②実績(会員数)	147人	147人	149人	155人	155人
③実績(開催回数)	11回	11回	11回	10回	8回

電話で安否確認					
内容	隣近所が離れている又は訪問受入れの悪い高齢者への定期的な電話による安否確認				
実施状況	①シニアサポート日之影による電話ボランティアにて安否確認を実施しました。 ②電話ボランティア連絡会議定例会にて電話ボランティアの内容の検討会議を開催しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(実施回数)	90回	96回	91回	87回	70回
②実績(開催回数)	12回	12回	11回	11回	8回

緊急連絡先の整備					
内容	ひとり暮らし・高齢者世帯等の緊急連絡体制の整備				
実施状況	避難行動要支援者台帳を毎年作成及び更新し、関係機関と共有しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
②実績(要支援者)	110人	124人	126人	123人	186人

災害弱者支援					
内容	ひとり暮らし・虚弱者・障がい者等の災害弱者支援体制の整備				
実施状況	避難行動要支援者台帳を毎年作成及び更新し、関係機関と共有しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
②実績(要支援者)	110人	124人	126人	123人	186人

地域防災活動					
内容	地域住民を対象にした防災知識習得のための訓練の実施				
実施状況	①地域防災訓練を実施しました。(応急手当、ロープワーク、炊き出し訓練、消火訓練、避難訓練、連絡通報訓練等) ②防災用品を整備しました。(消火器、担架、簡易トイレ、等) ③地域防災マップを作成しました。(避難所、避難経路、消火栓、危険箇所、関係機関等の掲載) ④救急法講習会を開催しました。(公民館、職場、学校等)				

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績	○	○	○	○	○
②実績	○	○	○	○	○
③実績	○	○	○	○	○
④実績(開催回数)	9回	9回	12回	10回	2回

地域防犯活動					
内容	特殊詐欺、訪問販売、悪質商法等対策のための啓発				
実施状況	特殊詐欺啓発として、町内の高齢者を対象にイベント等において防犯啓発用品を配布しました。(渓谷祭り。高齢者大学、町民のつどい)				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(事業費)	21,600円	27,000円	12,312円	25,960円	20,000円

リサイクル活動					
内容	ゴミ減量化とリサイクル活動についての啓発活動				
実施状況	①フリーマーケットを開催しました。 ②ゴミ分別講習会を開催しました。(学校、公民館、サロン、職場等)				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(開催回数)	2回	2回	2回	2回	-
②実績(開催回数)	3回	-	2回	-	-

空き家利用の交流					
内容	公民館まで集まるのが困難な人を対象とした空き家を利用した家庭的な集いの場の設置				
実施状況	空き家を活用した「憩いの家まさのや」を実施し、集いの場を提供しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(利用人数)	1,268人	1,304人	1,389人	1,346人	1,150人

(2) 日常生活支援活動

【主な事業・取組】

買い物支援サービス					
内容	交通手段がなく、買い物の困難な高齢者等のための買い物ボランティア等による支援サービス				
実施状況	①買い物支援ボランティアを毎年養成しました。 ②カタログ注文による宅配サービスを毎年実施しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(養成人数)	1人	2人	3人	2人	2人
②実績(実施件数)	47件	136件	396件	340件	350件

移動販売					
内容	行政・商工会・商店等の協力を得ての地域巡回移動販売車の運行				
実施状況	買い物支援車によるサロン会場への訪問販売を令和1年まで実施しました。(令和2年は人員不足のため実施していません)				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(実施件数)	47件	136件	396件	340件	-

代行サービス					
内容	交通手段がなく、移動困難な高齢者等のための代行サービス				
実施状況	買い物ボランティアにより代行サービスを実施しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(実施件数)	47件	136件	396件	340件	350件

移送(送迎)サービス					
内容	要介護者・交通弱者等への移送(送迎)サービス				
実施状況	日之影町社会福祉協議会において実施しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(実施件数)	10件	7件	18件	13件	10件

一時預かりサービス					
内容	子ども一時預かりサービス				
実施状況	日之影町社会福祉協議会において託児サービスを実施しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(利用人数)	-	2人	-	-	-

各種貸出しサービス					
内容	一時的に必要な物品等についての貸出し				
実施状況	①日之影町社会福祉協議会において、車椅子、ベッド等の介護機器の貸出しを行いました。 ②日之影町社会福祉協議会において、チャイルドシートの貸出しを行いました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(利用件数)	14件	13件	15件	17件	5件
②実績(利用件数)	24件	24件	38件	34件	7件

4 福祉人材の育成

地域福祉活動を効率的に進めるための人材発掘・養成・育成や児童生徒への福祉の心を育む福祉教育に努めました。

(1) 福祉人材の育成

【主な事業・取組】

地域リーダー養成					
内容	地域福祉全般の推進に係る地域リーダーの養成				
実施状況	①日之影町社会福祉協議会において、地域ボランティアリーダーの養成講座を実施しました。 ②シニアサポート日之影定例会を開催しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(実施回数)	1回	1回	1回	1回	1回
②実績(開催回数)	12回	12回	11回	11回	8回

ボランティアの育成					
内容	各種ボランティアの育成				
実施状況	①日之影町社会福祉協議会において、ボランティア養成講座を開催しました。(手話、点字、介護、防災、リサイクル等) ②ボランティア登録の促進に努めました。 ③ボランティア連絡協議会を開催しました。				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(開催回数)	2回	2回	3回	4回	-
②実績(登録人数)	143人	143人	143人	140人	140人
③実績(開催回数)	11回	10回	9回	7回	2回

広域有償ボランティア組織					
内容	各種ボランティアの育成				
実施状況	①地域助け合いボランティアの組織化に努めました。 ②シルバー人材センターの強化に努めました。 ③福祉人材バンクの拡充に努めました。 ①～③日之影町社会福祉協議会で実施。				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(登録人数)	147人	147人	149人	155人	155人
②実績(登録人数)	33人	30人	24人	26人	26人
③実績(登録人数)	20人	25人	26人	33人	34人

介護者講習会					
内容	介護の知識と技術習得のための講習会				
実施状況	介護職員初任者研修を開催しました。(令和 1 年度、2 年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から実施していません。)				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画	●	●	●	●	●
実績(修了人数)	7人	8人	3人	-	-

(2) 福祉教育

【主な事業・取組】

福祉講話講師派遣					
内容	高齢者や障がいのある方を講師に、学校等で児童・生徒に体験談などの福祉講話				
実施状況	日之影町社会福祉協議会において、学校等への講師の派遣を行いました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(派遣回数)	1回	1回	1回	1回	-

ボランティア体験教室					
内容	児童・生徒を対象にした各種ボランティア体験教室				
実施状況	①学校でのボランティア体験教室を開催しました。(手話、点字、車椅子、介護、収集等) ②地域でのボランティア体験学習を行いました。(デイサービス、サロン、リサイクル等) ③ボランティア体験月間における行事(あなたの望み叶えます)を行いました。 ①～③日之影町社会福祉協議会で実施。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(開催回数)	2回	2回	2回	4回	-
②実績(開催回数)	-	1回	1回	1回	-
③実績(実施回数)	1回	1回	1回	-	-

擬似体験					
内容	児童・生徒を対象にした各種擬似体験				
実施状況	①高齢者擬似体験を実施しました。 ②障がい者擬似体験を実施しました。(視覚障がい、聴覚障がい、車椅子等) ①～②日之影町社会福祉協議会で実施。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(実施回数)	2回	2回	3回	4回	-
②実績(実施回数)	2回	2回	3回	4回	-

5 ふれあい・交流

世代間交流や当事者間交流を通じお互いの理解を深めることや、障がい者等が気軽に参加しやすいふれあいイベントの開催による福祉啓発に努めました。

(1) ふれあい・交流

【主な事業・取組】

高齢者の技体験交流					
内容	高齢者の知恵と技の体験や伝承活動を通して高齢者と児童・園児の交流を図る				
実施状況	高齢者大学において、小学生とのニュースポーツ交流を行いました。				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画	●	●	●	●	●
実績(実施回数)	1 回	1 回	1 回	1 回	-

保育体験交流					
内容	保育体験を通して小中学生と園児の交流を図る				
実施状況	中学生の職場体験を兼ねて一日保育体験で園児との交流を図りました。				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画	●	●	●	●	●
実績(実施回数)	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

家族介護者交流					
内容	自宅で介護している家族を対象に、情報交換やリフレッシュを目的とした交流				
実施状況	介護者の集いを開催し、講話、交流会（グループワーク等）、茶話会などを行いました。				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画	●	●	●	●	●
実績(実施回数)	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回

父親母親子育て交流					
内容	子育て中の父親・母親を対象に子育て方法の学習等を目的とした交流				
実施状況	0歳児から就学前児の保護者を対象に、離乳食づくりや絵本の読み聞かせ、リトミックなどを実施しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(実施回数)	10回	7回	10回	2回	3回

世代間交流					
内容	子育て中の母親等と高齢者を対象に情報交換や交流の場				
実施状況	日之影町社会福祉協議会において、子ども広場等の充実を図りました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(利用人数)	73人	155人	259人	208人	180人

公共施設の活用					
内容	一般住民が休日や夜間等に活用できるための公共施設の開放				
実施状況	学校体育館及び体育施設(中央体育館・八戸体育館)を開放しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(利用延べ人数)	5,539人	5,090人	5,025人	5,025人	-

(2) 啓発

【主な事業・取組】

福祉大学					
内容	高齢者も障がい者も共に参加し共に学べる福祉大学の開催				
実施状況	①高齢者大学を開催しました。 ②高齢者教室を開催しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績(開催回数)	10回	10回	10回	9回	-
②実績(実施教室)	4教室	4教室	5教室	3教室	-

福祉のつどい					
内容	町民への福祉啓発を目的とした、福祉のつどい・福祉大会等の開催				
実施状況	日之影町社会福祉協議会において、福祉まつりを開催しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(開催回数)	1回	1回	1回	1回	-

ふれあいスポーツ大会					
内容	高齢者・障がい者・児童が共に参加し共に楽しめるふれあいスポーツ大会の開催				
実施状況	高齢者クラブ連合会において、高齢者スポーツ大会を開催しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績(開催回数)	1回	1回	1回	-	-

6 生きがい・健康

高齢者や障がい者等が生きがいを持って暮らせるための支援や高齢者や障がい者等が健康で暮らせるための支援に努めました。

(1) 生きがいつくり

【主な事業・取組】

趣味講座					
内容	高齢者も障がい者も共に学べる趣味講座				
実施状況	市民のニーズに応じて各種趣味講座（生涯学習）を開設し、前期（5月～9月）後期（10月～2月）に分け開催しました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
実績	○	○	○	○	○

(2) 健康づくり

【主な事業・取組】

健康づくり事業					
内容	全ての人々が健康で暮らせるための支援				
実施状況	①特定健診や各がん検診の受診率向上のための啓発活動や健診結果のデータによる保健指導、生活習慣病の重症化を予防するための訪問活動を実施しました。 ②各種がん検診、ヤング健診、特定健診を実施しました。また、特定健診受診率向上に努めました。				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計画	●	●	●	●	●
①実績	○	○	○	○	○
②実績 (特定健診受診率)	66.0%	64.8%	67.4%	70.2%	66.8% (未確定)

運動教室					
内容	高齢者も障がい者も、自分に合わせた介護予防のための筋力トレーニング				
実施状況	高齢者に対し、いきいき百歳体操や介護予防事業での運動教室を実施しました。いきいき体操や貯筋体操は町民が自主的に行っています。また、社会福祉協議会主催での筋トレクラブも行われています。				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画	200 人	210 人	220 人	230 人	240 人
実績(実利用人数)	116 人	125 人	223 人	201 人	-

スポーツ・レクリエーション教室					
内容	健康づくりの一環としてのスポーツ・レクリエーションの普及				
実施状況	総合型地域スポーツクラブ「ひのかけきらめきクラブ」で、町民を対象としたフットサル・ミニバスケット・レクダンス教室を行いました。				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画	●	●	●	●	●
実績	○	○	○	○	○

シルバー料理教室					
内容	ひとり暮らし高齢者や男性高齢者を対象にした手軽にできる料理教室				
実施状況	平成 30 年度までシルバー料理教室を実施しました。令和 1 年度からは管理栄養士による個別の栄養指導を実施しています。				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画	50 人	50 人	50 人	●	●
実績(利用人数)	42 人	43 人	33 人	-	○

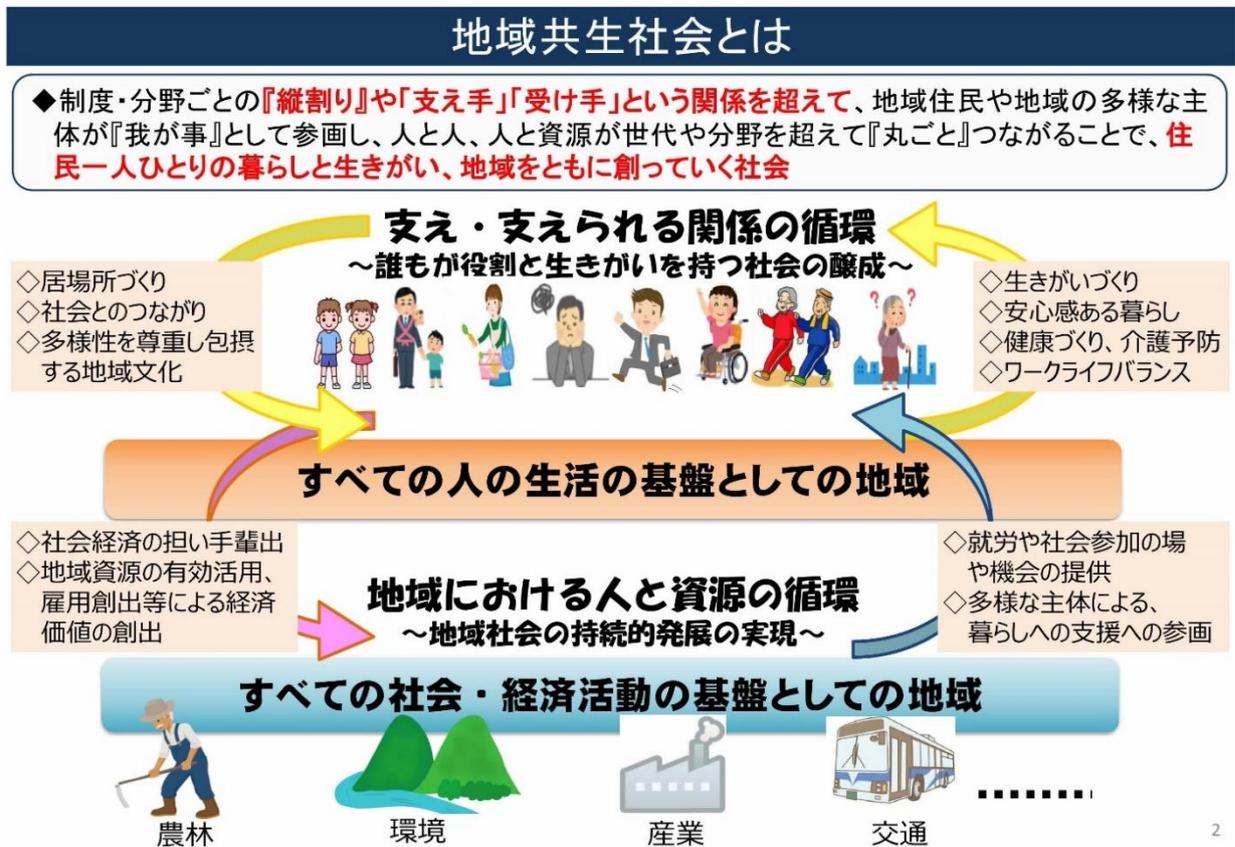
7 今後の方向性

(1) 地域共生社会の実現

本町では、少子高齢化の進展に伴う人口減少が進んでいます。令和2年で総人口3,874人、高齢化率45.5%が、令和22年の総人口は2,450人、高齢化率は47.3%になると推測されています。このような状況下で、本町では核家族化の進行や高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が進み、家族内又は地域内の支援力が低下しているという状況があります。

しかしながら、身近な地域の課題解決のためには、住民同士がつながり合い、支え合うことが重要となります。

そのためには制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく共生社会の実現に向けた様々な取組を推進していく必要があります。



出典：厚生労働省資料

(2) 断らない包括的な支援体制の構築

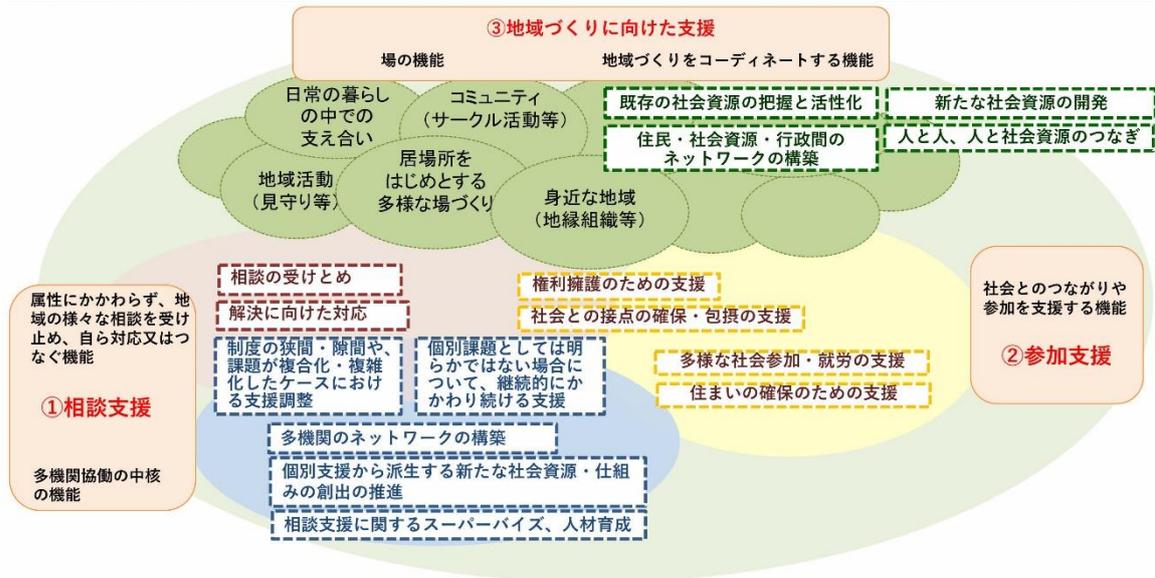
これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児が同時に直面する世帯（ダブルケア）や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。また、ひきこもりやサービス利用拒否等の制度の狭間にあり支援が行き届いていない人への対応が求められています。

本町においても分野横断的な支援体制構築が必要な生活困窮者への対応や経済的若しくは精神的困窮にあり支援を必要としている子どもや家庭に気づき、地域で見守り、専門機関につなげる体制づくりが必要となっています。

今後は、住民や地域からの相談を一元的に受け止め、関係機関等と連携し、適切な専門機関等に確実につなぐことにより、課題解決を行うことができる相談支援体制及びそれを支える関係機関等との連携体制の構築に取り組んでいく必要があります。

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



出典：厚生労働省資料

(3) 地区防災力の強化

本町では、平成29年3月に災害対策基本法に基づく「日之影町地域防災計画」、令和2年3月に国土強靱化基本法に基づく「日之影町国土強靱化地域計画」を策定し防災に関する様々な取組を推進しています。

また、地域防災訓練の実施や防災用品の整備、地域防災マップの作成及び周知、様々な防災知識習得のための講習会を開催し、町民の防災意識の向上を図っています。

しかしながら、町民アンケート調査結果では、災害に対する備えを「十分している」若しくは「ある程度している」と回答した割合は約6割にとどまっています。また、自治公民館長アンケート調査結果では、災害時避難行動要支援者について関係者間で情報共有している地区は約4割となっています。

今後は、日之影町地域防災計画及び日之影町国土強靱化地域計画に基づいた行政の防災体制の充実とともに、地域住民の更なる防災意識の向上や地区防災組織の更なる推進を図る必要があります。地域を把握し地域の実情に合わせた備えを促し、あらゆる災害にも対応した官民一体となった防災体制の構築を図ります。

自主防災組織の活動

ア 平常時

- ・ 防災知識の普及
- ・ 地域の災害危険箇所の把握
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 火気使用設備器具等の点検
- ・ 防災資機材の備蓄と整理・点検



イ 災害発生時

- ・ 災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・ 出火防止と初期消火
- ・ 避難誘導
- ・ 被災住民の救出・救護
- ・ 給食・給水



出典：総務省消防庁資料

第4章 基本理念・基本目標等

1 基本理念

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスを必要とするようになって、身近な人とつながり合いながら、社会的活動に参加して、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その実現のためには、少子高齢化の進行や住民同士のつながりの希薄化により増えていく、地域での多様化・複雑化した地域課題に取り組んでいく必要があります。

こうした背景から、今後は、高齢者、障がい者、子どもを含む全ての町民が、それぞれの役割を持って地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを推進していくことが必要です。

そのため、本計画の基本理念を第3期計画から継承し次のように定めます。

【基本理念】

支え合い幸せに暮らせるまちづくり
～笑顔あふれる福祉の実現～

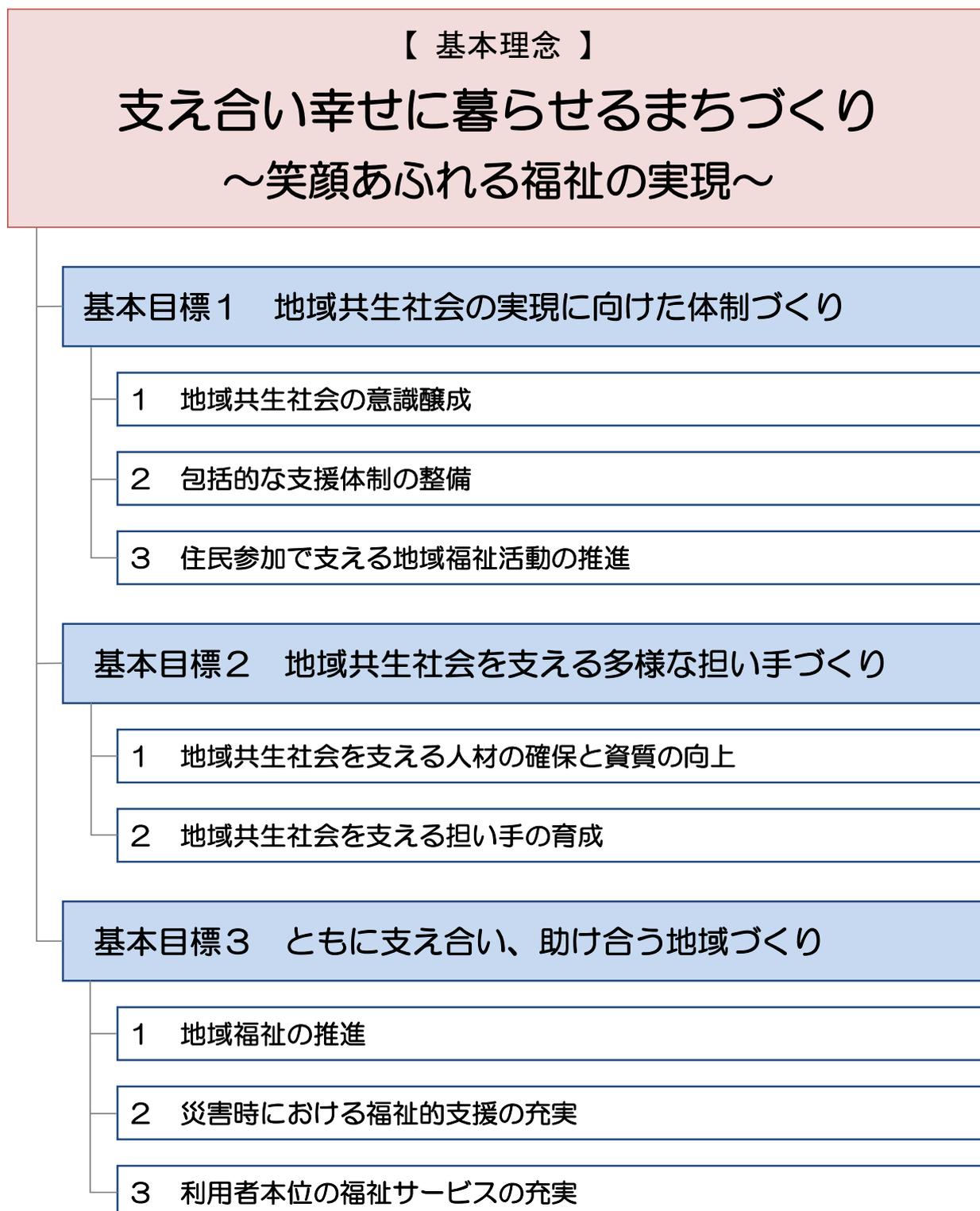
2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

- 1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり
- 2 地域共生社会を支える多様な担い手づくり
- 3 とともに支え合い、助け合う地域づくり

3 施策の体系



第5章 施策の展開

基本目標 1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

福祉サービスは、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの各分野で、また、在宅や施設サービスなど、多種・多様な形態で提供されていますが、福祉ニーズの多様化・複雑化から、単独の相談機関では十分に対応できない問題が生じています。

このような中、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制が必要となっていることから、本町の実情に応じて複合的な課題を抱えた方に対する包括的な支援体制の構築が重要なものとなっています。

包括的支援体制の構築に当たっては、県及び県社会福祉協議会と緊密に連携するとともに、福祉、医療、保健、労働（雇用）、住宅、教育、交通、まちづくり等との様々な分野との連携を図り、地域包括ケアの理念の普及や令和3年4月から施行される「重層的支援体制事業」の取組を推進します。

1 地域共生社会の意識醸成

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、町民誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる社会をつくるために、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」といった関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の意識醸成に取り組みます。

(1) 地域共生社会の普及啓発

- ◎ 町ホームページや広報誌などの活用や福祉イベントなどの開催を通じて、町民の地域共生社会に対する理解を促進します。
- ◎ 親子ボランティア体験、世代間交流など、町民が参加しやすい多様な体験・交流機会の充実を図ります。

(2) 福祉教育を通じた地域共生社会の推進

- ◎ 子どもから高齢者まで、生涯を通じた福祉教育を進めます。
- ◎ 学校教育における地域との協働学習や交流の機会を通して、共に支え合う地域社会の実現を目指した福祉教育の取組を進めます。

2 包括的な支援体制の整備

住民が目的に応じて利用しやすいよう相談機関の情報提供を充実するとともに、相談機関の専門性の向上やネットワーク化により、包括的に相談を受け止める相談支援体制の整備を推進します。

人材育成を図りながら多機関の連携体制の整備を図るなど、福祉・保健・医療等が分野横断的に総合的な支援ができる体制づくりに努めます。

地域における見守り体制を充実させ、早期に生活課題を発見し、適切かつ迅速に対応するように努めます。

(1) 身近な相談体制の充実

- ◎ 町ホームページや広報誌など各種媒体を活用し、相談機関についての分かりやすい情報の提供を促進します。
- ◎ 住民に身近な相談者としての民生委員・児童委員の資質向上を図ります。また、住民に身近な相談者を増やします。

(2) 相談・支援機関等のネットワーク化の促進

- ◎ 町民課、保健センター、地域包括支援センター、日之影町社会福祉協議会等の相談機関のネットワーク化や機能の強化を図ります。
- ◎ 複合的で複雑な相談に対しても、適切な支援につなげられる体制の充実に努めます。
- ◎ 既存の制度やサービスでは解決が困難な制度の狭間の問題など、複雑化・複合化する課題に対応するため、「コミュニティソーシャルワーク」の理念を取り入れ、住民や他職種によるネットワークの形成や社会資源の開発に努めます。

(3) 生活課題の早期発見・支援体制の充実

- ◎ 住民の立場になって相談に乗り、必要な援助を行う民生委員活動の充実を支援するとともに、自治公民館や集落などの住民自治組織や関係団体や警察、消防など様々な団体間の連携を図り、自治公民館単位などでのきめ細やかで積極的な見守りや支援体制の充実に努め、地域住民の生活課題の早期発見につなげます。
- ◎ 地域での意見交換会などの実施に努め、連携を図りながら、生活課題の早期発見や支援体制を充実していきます。

(4) 支援の総合化の推進

- ◎ 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上困難を抱える障がい者や子ども、生活困窮者などが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民の支え合いと公的支援が連動し、『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目ない支援の実現に努めます。
- ◎ 福祉・保健・医療などの関係機関の連携を強化するとともに、福祉サービスの提供事業者、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア等の連携・協働を促進し、地域包括ケアシステム等の分野横断的に相談できる体制づくりに努めます。
- ◎ 地域包括支援センター等において開催する地域ケア会議において、地域住民の生活課題の解決につなげるため、専門職と連携し、有効的な地域ケア会議の実施に努めます。
- ◎ 地域の生活福祉課題が福祉以外の医療、教育、防犯、防災、交通、まちづくり等の生活の基盤となる分野と密接に関連することを踏まえ、行政間における連携体制の構築や情報共有の場づくりに努めます。
- ◎ 今後の国や県の動向を踏まえ、令和3年4月に施行される「重層的支援体制整備事業」の取組を検討します。

【重層的支援体制 イメージ】

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
 ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
 ○新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
 ○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

I～IIIを通じ、継続的な伴走支援

多機関協働による支援を実施

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

II 参加支援

既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
 既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)

就労支援 **見守り等居住支援**

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が上がる。
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりがあることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

出典：厚生労働省資料

3 住民参加で進める地域福祉活動の推進

福祉イベントの開催など様々なきっかけづくりを進め、地域福祉活動への参加を促進します。

(1) 地域福祉活動の展開

◎ 地域福祉に関わる者のネットワーク形成に努め、地域の生活課題の情報が共有される仕組みづくりの構築に努めます。

◎ 各地域で取り組まれている住民参加による地域福祉活動について、町ホームページや広報誌を活用し、町民に周知します。

(2) 地域福祉活動への参加促進

◎ これまで地域福祉活動に参加できなかった人や、団塊の世代などの新たな人材の参加を促進するため、住民や利用者等の交流事業の充実を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
見立地区ニーズ把握	見立地区を対象に集落支援員を配置し、毎月1回対象世帯を訪問し、地区の状況、各家の状況を把握する。	地域振興課
住民座談会	住民座談会の開催により住民の声を直接聞く機会を設ける。また、必要に応じ事務連絡員を通じての意見収集を行う。	地域振興課
地域包括支援センター相談業務	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などについて相談を受け、地域の保健・医療・介護福祉サービス等の利用につなげる。また、社会福祉士、保健師、介護支援専門員のほかに経験豊富な認知症地域推進員、生活コーディネーターを兼任する職員を配置し、総合相談の対応を行う。	保健センター
地域ケア個別会議・地域ケア推進会議	専門職との多職種連携を図り、個別援助計画の助言を行う。	保健センター
民生委員等福祉関係者からのニーズ把握	毎月定例会を開催し、見守りが必要な高齢者等の情報収集、情報共有を行う。	社会福祉協議会
専門相談	弁護士による法律相談など、専門的な相談に応じる。	社会福祉協議会
見守りネットワーク	日之影町、日之影町社会福祉協議会、7民間事業所で構成される「日之影ふれ愛ネットワーク」において見守り活動を行う。	社会福祉協議会
友愛訪問	独居高齢者、高齢者世帯、障がい者等を対象に、民生委員による友愛訪問活動を実施する。	社会福祉協議会
電話で安否確認	隣近所が離れている又は訪問受入れの悪い高齢者を対象にシニアサポート日之影による電話ボランティアにて安否確認を実施する。	社会福祉協議会

事業・取組名	概要	担当課等
母子ケア会議	保育園・教育員会・町民課・保健センターで構成された母子ケア会議を開催する。	保健センター
高齢者大学 高齢者教室	高齢者等が共に参加し共に学べる機会を提供するとともにニーズを踏まえた生涯学習講座の開設を行う。	町民福祉課 教育委員会
福祉のつどい	町民への福祉啓発を目的とした、福祉のつどい・福祉大会等を開催する。	社会福祉協議会

【基本目標1 評価指標】

項目	現状 (R2年度)	目標 (R7年度)	担当課等
日の影ふれ愛ネットワーク	実施	実施	社会福祉協議会
友愛訪問	実施	実施	社会福祉協議会
地域ケア個別会議・地域ケア推進会議	実施	実施	保健センター
重層的支援体制整備事業	未実施	実施	町民課 保健センター 社会福祉協議会

基本目標2 地域共生社会を支える多様な担い手づくり

地域共生社会の実現のためには、それぞれの地域に住み、地域コミュニティを形成している地域の住民一人一人が地域の問題に関心を持ち、地域の運営に参画することが重要であり、これらの方々が主体的に地域福祉の担い手として地域づくりにかかわっていくことが必要です。

地域福祉の担い手を確保するためには、民生委員・児童委員や日之影町社会福祉協議会などの地域福祉関係者の従来からの担い手はもとより、自治会組織などの地域住民が中心となった地縁団体、NPOやボランティアまで幅広く人材として捉え、地域福祉の担い手として地域に根差して活動し、地域課題に対応するための方策が必要となっています。

このため、啓発や福祉教育の推進、積極的な情報提供により、町民一人一人に対して地域福祉の担い手としての意識醸成を図っていきます。また、NPO法人やボランティア、民間企業による見守り活動、社会福祉法人の地域貢献など、地域福祉に関わる新たな人材確保策を推進するなどし、地域福祉の担い手確保を図っていきます。

1 地域共生社会を支える人材の確保と資質向上

民生委員・児童委員が、地域の中で活動しやすい環境を整備します。また、民生委員・児童委員に対し、課題解決能力向上のための研修を行うなど、資質の向上に努めます。

サービス向上の観点から福祉サービスを提供する民間企業等の従事者への研修の実施について検討を行います。

役場職員や日之影町社会福祉協議会職員について、県が実施する様々な研修等に積極的に参加し、資質の向上に努めます。

(1) 民生委員・児童委員の確保と資質の向上

- ◎ 民生委員・児童委員の活動に対する理解を深めるため、行政による積極的な広報活動を行うとともに、自治公民館や地域の団体等と連携がとれるよう民生委員・児童委員活動の理解促進に努めます。

(2) 福祉人材の確保及び育成

- ◎ 社会福祉や福祉職場についての理解促進を図るため、町ホームページや広報誌などによる情報発信、社会福祉施設での職場体験等を行い、福祉・介護職のやりがいや魅力を町民に広く伝えます。
- ◎ 福祉職場への就労促進を図るため、ハローワーク等関係機関との連携を強化します。特に、潜在的有資格者に対する再就労や、学生等に対する就労の促進に努めます。

2 地域共生社会を支える担い手の育成

生活支援コーディネーターや認知症サポーター等の活動の促進を図ります。

NPOやボランティア活動に関する啓発や人材育成等への支援を行い、その活動の活性化を図ります。

社会福祉法人の地域福祉活動について普及啓発するなど、社会福祉法人の地域展開を促進します。

(1) 地域共生社会を支える担い手の活動の促進

- ◎ 高齢者の生活支援ニーズの増加と多様化に対応するため、生活支援コーディネーターの育成や活動支援を行い、ボランティア、NPO等の多様な主体を活用した生活支援サービス基盤の充実を図ります。

- ◎ 認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」）を地域ごとに構築する取組を推進します。

(2) NPO・ボランティア活動の支援

- ◎ 地域における生活課題に柔軟・迅速に対応するために、自治公民館やNPO、ボランティアなど多様な活動団体同士が相互に調整し、協働する仕組みづくりを支援するとともに、企業、PTA、青少年団体、など福祉に限らず、他の様々な分野の多様な主体との協働を推進します。

(3) 日之影ふれあいネットワークの活動推進

- ◎ 地域見守り組織である「日之影ふれあいネットワーク」の活動を推進します。

(4) 社会福祉法人による地域貢献の推進

- ◎ 町内外の社会福祉法人の地域福祉の活動事例を紹介するなど、社会福祉法人の地域福祉活動への取組を支援します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
地域リーダー養成	地域ボランティアリーダーの養成講座を実施する。また、ボランティア連絡協議会を開催する。	社会福祉協議会
おたすけ 2680 事業	地域ボランティアを養成し、ボランティア会員の増加につなげる。	社会福祉協議会
広域有償ボランティア組織	地域助け合いボランティアの組織化、シルバー人材センターの強化、福祉人材バンクの拡充に努める。	社会福祉協議会
介護者講習会	介護の知識と技術習得のため介護職員初任者研修を実施する。	社会福祉協議会
福祉講話講師派遣	日之影町社会福祉協議会において、学校等へ講師を派遣し児童・生徒に体験談などの福祉講話を行う。	社会福祉協議会
ボランティア体験教室	日之影町社会福祉協議会において、学校でのボランティア体験教室や地域でのボランティア体験学習を行う。	社会福祉協議会
擬似体験	児童・生徒を対象に高齢者擬似体験や障がい者擬似体験を実施する。	社会福祉協議会
保育体験交流	中学生の職場体験を兼ねて一日保育体験で園児との交流を図る。	教育委員会
高齢者大学 高齢者教室【再掲】	高齢者等が共に参加し共に学べる機会を提供するとともにニーズを踏まえた生涯学習講座の開設を行う。	町民福祉課 教育委員会
福祉のつどい【再掲】	町民への福祉啓発を目的とした、福祉のつどい・福祉大会等を開催する。	社会福祉協議会

【基本目標 2 評価指標】

項目	現状 (R2 年度)	目標 (R7 年度)	担当課等
地域ボランティアリーダー養成講座	実施	実施	社会福祉協議会
ボランティア登録人数	140 人	150 人	社会福祉協議会
地域のつながりが「強い」若しくは「少し強い」と回答した人の合計の割合	66.7%	維持	町民課 (町民調査)
町内の行事や活動等へ「積極的に参加している」若しくは「できるだけ参加している」と回答した人の合計	67.0%	増加	町民課 (町民調査)

基本目標3 とともに支え合い、助け合う地域づくり

地域で互いに支え合い、助け合う機運を醸成すること、また、住民相互の豊かな人間関係を育むことは、生活困窮者や自殺の問題、高齢者や障がい者、子どもへの虐待、罪を犯した人への支援など、制度の狭間の問題や、複雑化・多様化し、複合的な支援を必要とする福祉課題の解決を図っていくために、とても重要なことです。

このため、高齢者のサロン活動や見守りネットワーク、子育て支援などの地域福祉サービスを、住民の積極的参加を得ながら推進を図ります。

また、近年、多くの自然災害が発生する中、高齢者等の地域の災害時要配慮者への支援や災害時におけるNPO・ボランティア等との連携や協働、災害時要配慮者に対する福祉支援体制を構築するなど、災害時支援体制の充実に努めます。

さらに、地域住民が福祉サービスを適切に選択し、安心して利用できるようにするために、社会福祉法人の地域貢献などの取組を地域福祉に活用していくため、地域住民の福祉ニーズを捉え、活用していくような仕組みや、苦情解決体制などの利用者保護の仕組みなど、各サービス共通の基盤づくりに努め、誰もが排除されない地域社会の実現を目指していきます。

1 地域福祉の推進

孤独死、虐待、生活困窮、自殺などの新たな課題に対して、地域で支え合い、見守っていく体制づくりの充実に努めます。

自殺は社会的な問題であり、地域の課題であるという認識を行政、民間そして地域住民が共有し、地域における絆づくりや見守り体制の強化などを行政や関係機関・団体と一体となって取り組むことにより、「自殺のない地域社会づくり」を推進します。

高齢者や障がい者、子どもへの虐待防止の取組について、国や県、関係団体をはじめ様々な主体との連携を図りつつ、解消に向けた取組を積極的に推進します。

再犯防止に向けた取組をより効果的に行うため、国、県、市町村、関係団体等のそれぞれが取り組んで来た事業内容や情報を共有化し、連携を図ります。

地域住民や企業、NPOなど、多様な主体がそれぞれの役割の中で連携・協働しながら、住み慣れた地域に将来にわたって安心して住み続けるための仕組みづくりを進めていきます。

全ての人が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、必要な移動手手段の確保を推進します。

ソフト・ハード両面にわたり「人にやさしい福祉のまちづくり」を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図ります。

(1) 生活困窮者の自立相談支援体制の整備

- ◎ 税・保険料や公共料金の担当係と連携した横断的な体制づくりに努めるほか、学校や教育委員会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、電気・ガス等のライフライン事業者、自治公民館など多岐にわたる分野との連携を促進することにより、生活困窮者を早期に発見・把握し、自立相談支援機関につなげます。
- ◎ 自立相談支援機関を中心に、ハローワーク、地域の企業や事業所等とも連携して、生活困窮者が地域で自立した生活を営むことを包括的に支援するための体制づくりに努めます。
- ◎ 福祉、教育、民間団体等が連携し、本町の実情に応じた子どもの貧困対策の積極的な情報共有や相談・支援の充実のために、地域におけるネットワークの構築を図ります。
- ◎ 低所得世帯等への資金の貸付や相談支援により自立の促進を図る生活福祉資金貸付制度の効果的な運用を図ります。

(2) 住まいの確保や生活の安定、自立の促進

- ◎ 住宅に困窮する度合いの高い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯などの世帯に対し、公営住宅の円滑な入居を支援します。
- ◎ 複合的な課題を抱える生活困窮者等に対し、状態に応じた就労支援を行うとともに、家計改善支援や住まいの確保など包括的な支援を行うことにより、自立の促進を図ります。
- ◎ 障がい者の居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ、体験の機会・場、専門人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。
- ◎ ひきこもりの問題で悩んでいる本人や家族等に対して保健所や生活困窮者自立相談支援機関等と連携しながら、身近な地域でのきめ細かい支援に取り組みます。

(3) 自殺のない地域社会づくりの推進

- ◎ 保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関・団体からなる自殺対策推進協議会を活用し、地域社会全体で総合的な自殺対策を推進します。

(4) 高齢者や障がい者、子どもへの虐待への対応

- ◎ 虐待の未然防止のために、多様な関係機関との連携により養護者を支援する体制を構築します。
- ◎ 高齢者、障がい者、子どもの虐待対応の担当職員の虐待に関する認識を深め、初期対応が迅速にできるよう、県等が実施する虐待対応研修を積極的に受講します。
- ◎ 地域において、虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう積極的な広報・啓発活動を推進します。

(5) 地域における多様な居場所づくりの充実

- ◎ 高齢者、障がい、子ども、子育て中の親など世代を超えた地域住民が集い、交流する居場所である「だるまや」、「まさのや」の一層の充実を図ります。

(6) 罪を犯した人等への支援

- ◎ 日之影町再犯防止推進計画に基づき、罪を犯した人が孤立することなく地域生活を送ることができる体制づくりを推進します。

(7) 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

- ◎ ユニバーサルデザインについての啓発・広報を行い、町民の理解と関心を深めます。
- ◎ 手話奉仕員や点訳奉仕員等の養成を通じて、地域住民の参加による障がい者への支援を推進します。
- ◎ 「ヘルプマーク」の普及・周知により、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に援助を得やすくなる環境づくりに努めます。
- ◎ 地域福祉活動に取り組む団体とまちづくり団体との連携を促進します。
- ◎ 子どもの一時預かりや親子交流ができる場などの情報提供を行い、保護者や地域の多様な子育て支援ニーズに応じた取組を支援します。

2 災害時における福祉的支援の充実

災害時要配慮者に対する福祉支援体制を構築するとともに、保健・医療等分野とも連携を図り、一体的な支援体制の整備に努めます。

要配慮者の避難対策の充実を図るとともに災害ボランティアを育成するなど、災害時支援体制の充実に努めます。

(1) 地域における要配慮者への支援

- ◎ 災害時に必要な支援を行えるよう、地域住民や地区役員、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等関係機関と協力し、災害時の情報提供体制や要配慮者の避難支援体制の構築、自主防災組織の育成等に取り組み、平常時から地域ぐるみでの連携の強化を推進します。

- ◎ 地域ぐるみで「自分たちの地域を守る」という意識を醸成し、地域住民が協力して防災活動ができるような自主的な体制づくりを推進します。また、地域での防災教育や避難訓練等の支援を行います。

- ◎ 高齢者や障がい者などをはじめとした避難者が避難所生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の充実に努めます。また、高齢者や障がい者がバリアフリー、プライバシーなどの点で安心して利用できるよう、拠点となる福祉避難所機能の充実に努めます。

(2) 災害時におけるNPO・ボランティア等の支援

- ◎ NPO・ボランティア等による被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、行政、日之影町社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体等の円滑な連携・協働体制の構築を図ります。

3 利用者本位の福祉サービスの充実

利用者の立場に立った分かりやすい情報提供に努めます。

福祉サービスに関する苦情解決のための体制の周知を図るとともに、事業者自身の苦情解決体制の整備を促進します。

日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発及び利用促進を図るなど、利用者等の権利の擁護に努めます。

(1) 福祉サービス情報提供の充実

- ◎ 町ホームページや広報誌など各種媒体を活用した分かりやすい福祉サービス情報の提供を促進します。
- ◎ 利用者が安心して福祉サービスを選択できるよう、福祉サービス事業者のサービス実施体制や、財務状況等について積極的な情報提供を促進します。

(2) 苦情解決体制の充実

- ◎ 町ホームページや広報誌など各種媒体を活用して、苦情解決制度の町民への周知を図ります。
- ◎ 苦情に対する適切な解決がサービス向上につながることに付いて、福祉サービス提供事業者の理解を促進し、苦情受付担当者の配置、第三者委員の設置など、事業者内での苦情解決体制の整備につなげます。また、苦情に対し迅速・誠実に対応するよう指導します。

(3) 福祉サービス利用者等の権利擁護の推進

- ◎ 認知症高齢者や障がい者などが福祉サービスを適切に利用し、地域で自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の実施体制の充実を図ります。
- ◎ 福祉サービス事業所において利用者が虐待などにより権利を侵害されないよう、権利擁護の意識に関する啓発、指導を推進するとともに、施設職員等に対する人権や権利擁護に関する研修を充実します。
- ◎ 日之影町成年後見制度利用促進計画に基づき、市町村申立て、地域連携ネットワークの構築などの成年後見制度利用や地域包括支援センターが実施する権利擁護に関する取組について、専門職、家庭裁判所等の関係機関と連携しながら推進します。また、成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見の担い手となる市民後見人を養成します。

(4) 福祉サービスの質の向上

- ◎ 福祉サービス第三者評価について、評価基準や評価機関の認証等評価の仕組みの周知を図るとともに、福祉サービス事業者への啓発を行い、その利用を促進します。
- ◎ 地域密着型サービスの自己評価及び外部評価の適正な実施を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
在宅医療介護連携推進会議	医師をはじめ医療職、介護職、行政機関で切れ目のない円滑なサービス提供を実施する。	保健センター 町民福祉課
母子ケア会議【再掲】	保育園・教育員会・町民福祉課・保健センターで構成された母子ケア会議を開催する。	保健センター
一時預かりサービス	託児サービスを実施する。	社会福祉協議会
空き家利用の交流	空き家を活用した「憩いの家まさのや」を実施し、集いの場を提供する。	社会福祉協議会
家族介護者交流	介護者の集いを開催し、講話、交流会（グループワーク等）、茶話会などを行う。	保健センター
買い物支援サービス	交通手段がなく、買い物の困難な高齢者等のための買い物ボランティア等による支援を行う。	社会福祉協議会
移動販売	買い物支援車によるサロン会場への訪問販売を実施する。	社会福祉協議会
移送（送迎）サービス	要介護者・交通弱者等への移送（送迎）サービスを実施する。	社会福祉協議会
離乳食支援	子どもの発達にあわせた離乳食の進め方、調理方法、与え方を学ぶ機会を作り、正しい知識を身に付けることで、保護者の不安軽減をはかる。	保健センター
子ども広場	子育て中の母親等の情報交換や交流の場を提供する。	社会福祉協議会
健康づくり事業	特定健診や各がん検診の受診率向上のための啓発活動や健診結果のデータによる保健指導、生活習慣病の重症化を予防するための訪問活動を実施する。また、各種がん検診、ヤング健診、特定健診を実施する。	保健センター 税務課
運動教室	高齢者に対し、いきいき百歳体操や介護予防事業での運動教室を実施する。いきいき体操や貯筋体操での町民の自主的活動を支援する。筋トレクラブを実施する。	保健センター 社会福祉協議会
緊急連絡先の整備 災害弱者支援	避難行動要支援者台帳を毎年作成及び更新し、関係機関と共有する。	町民福祉課・総務課 保健センター・ 社会福祉協議会
地域防災活動	地域住民を対象にした防災知識習得のための訓練の実施や救急法講習会を開催する。	総務課
地域福祉支援システム による情報共有	要支援者に対し災害時の避難に必要な情報を総務課、町民福祉課、保健センター、社会福祉協議会で共有し管理する。	町民福祉課・総務課 保健センター・ 社会福祉協議会
地域防犯活動	特殊詐欺、訪問販売、悪質商法等対策のための啓発を行う。	総務課

事業・取組名	概要	担当課等
スポーツ・レクリエーションの普及	町内において「いつでも・どこでも・誰とでも」気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりとともに、健康づくりと活力ある地域づくりを目指す。	教育委員会
地域福祉権利擁護	判断能力が不十分な方や自己決定ができない方が適切に福祉サービスを受けられるため、日常生活自立支援事業の実施や成年後見制度の活用を支援する。	社会福祉協議会
各種貸出しサービス	車椅子、ベッド等の介護機器やチャイルドシートの貸出しを行う。	社会福祉協議会

【基本目標3 評価指標】

項目	現状 (R2年度)	目標 (R7年度)	担当課等
日常生活自立支援事業利用件数	13件	増加	社会福祉協議会
成年後見制度の活用支援件数	3件	増加	社会福祉協議会
「憩いの家まさのや」利用人数	1,150人	増加	社会福祉協議会
買い物支援サービスの実施	実施	実施	社会福祉協議会
地域防災訓練の実施	実施	実施	総務課
災害に対する備えを「十分している」若しくは「ある程度している」と回答した人の割合	56.1%	増加	町民課 (町民調査)

第6章 日之影町成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度の目的

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が十分ではない人を援助するため、家庭裁判所が成年後見人、保佐人及び補助人を選任し、成年後見人等が通帳の保管などの財産管理や生活・療養に必要な手続などの生活支援などを行うほか、誤った判断に基づいて行った行為を取り消すなどの活動を行い、成年被後見人、被保佐人及び被補助人を保護する制度です。

この制度は、自己決定権の尊重、残存能力の活用、障がいのある人もない人も、互いに支え合う社会を目指すノーマライゼーション等の理念と従来からの本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ利用しやすい制度を目指し、それまでの禁治産者・準禁治産者制度に代わり平成12年4月に施行されました。

2 計画策定の目的

日之影町成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」という。）は、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人が成年後見制度を利用し、法律面や生活面で保護や支援を受けることで、権利や財産が侵害されることなく安心して暮らしていくことができるように、本町の成年後見制度利用促進の基本的な方向性とその取組を明らかにし、計画的に進めて行くことを目的に策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として策定します。

4 本町の課題と方向性

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度を高め、利用を促すとともに、後見活動や日常生活支援を担う市民後見人や支援員の担い手を増やしていく必要があります。
- 地域に暮らす一人一人の尊厳を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見対応に取り組む必要があります。
- 今後の高齢化の進展によって増加が予測される認知症高齢者については、当人の権利擁護の推進だけでなく、町民に対して認知症に関する正しい知識を周知するとともに、保健医療機関と連携し、早期診断・早期対応や予防に努める必要があります。

5 基本的な考え方

権利を擁護するために支援が必要な人に対して、その意思決定を支援することで、本人の自発的意思が尊重され、本人の権利が担保される地域づくりを目指します。この状態を実現するため、本町の成年後見制度の利用促進を総合的かつ計画的に推進していきます。

6 実施方針

(1) 普及啓発

成年後見制度については、制度そのものを知らない、どのように利用するのか知らないなど、まだまだ住民にとって身近なものとは言えません。潜在する制度利用者の利用に結び付けるため、また、制度の存在を知ることによって住民が将来に備えることができるように住民への普及啓発を推進します。

また、高齢者及び障がい者福祉に携わる関係者は、権利擁護が必要なケースに対峙する機会が多いものの、制度の詳細については、理解が浅いという状況にある方も多く、その理解度に差があります。高齢者及び障がい者福祉に携わる関係者は、早期発見・早期支援につなげるための相談機関へのパイプ役として重要な役割を担っているため、住民同様に制度の普及啓発に取り組みます。

(2) 相談体制の充実

制度の利用促進を図るためには、住民が相談しやすい体制を講じる必要があります。現在ある各相談窓口のより一層の機能強化を図り、いつでもどこでも相談が受けられる体制を構築します。また、住民が本人申立てや親族申立てで制度利用を行う際に、書類の書き方や取得方法等の説明を行うなど、その支援に取り組みます。さらに、利用者が申立ての代行を希望する場合は、弁護士、司法書士等の代行機関の紹介に取り組みます。

(3) 延岡・西臼杵権利擁護センター

延岡・西臼杵地区における中心的役割を担う中核機関として「延岡・西臼杵権利擁護センター」を令和1年10月に1市3町で共同設置しています。この中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

(4) 地域連携ネットワークの構築

地域において成年後見をはじめとする権利擁護の支援を円滑に行うには、関係機関との連携体制の構築が不可欠です。中核機関である「延岡・西臼杵権利擁護センター」が中心となり、関係機関とのネットワークづくりと関係機関や実務に従事する専門職等の後方支援を行い、適切な支援につなげていきます。

(5) 成年後見町長申立てと利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

(6) 市民後見人の育成と支援

高齢化率の進展等に伴い、成年後見人等の需要が高まることが見込まれる一方で、専門職だけで需要に応えることが難しい状況も予想されることから、社会貢献意欲の高い住民が、成年後見制度の新たな担い手として活躍できるように、市民後見人の養成に努めます。

また、養成された方が、成年後見制度の担い手として活躍できるようその推進体制を整えていくとともに、後見業務に必要な知識の向上や技能を継続して向上できるように研修会等の開催も検討します。

(7) 不正防止の取組

制度運用による不正防止を図る観点から、チーム支援を基本とした体制づくりを進めます。また、仮に不適切な行為が見受けられた場合は、家庭裁判所などの関係機関への連絡により迅速な対応に努めます。

町民が市民後見人や親族後見人として活動する場合、中核機関がサポートを行い、必要に応じて家庭裁判所が後見監督人を選任するなどして、市民後見人の監督人を配置するなどその適切な運営に取り組みます。

第7章 日之影町再犯防止推進計画

1 計画策定の背景

全国の刑法犯の認知件数は減少し、平成28年には100万件を下回り、平成29年には約90万件と戦後最少となりました。

一方で、再犯者率は年々増加を続け、近年は約50%に近づいており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。

そのため、本町では、罪を犯した人等の円滑な社会復帰を支援することによる町民の犯罪被害の防止を目的とする「日之影町再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、町民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。また、国や宮崎県の再犯防止推進計画などの関連計画との連携・整合を図ります。

3 基本方針

この計画の基本方針は、国の再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)及び宮崎県再犯防止推進計画(令和2年3月策定)を踏まえ、罪を犯した人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることにより、町民の犯罪被害を防止するため、次の施策に取り組みます。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉的支援
- (4) 非行の防止と修学支援
- (5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

4 施策方針

(1) 広報・啓発活動の推進

地域住民にとって馴染みが薄かった再犯防止、または罪を犯した人等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、刑事司法関係機関だけでなく、行政と地域の関係団体が主体となり、地域住民に広報・啓発活動を実施します。

また、再犯防止に関する様々な取組を実施することにより、役場窓口対応職員や社会福祉協議会、地域支援団体等に対し、罪を犯した人等の社会復帰に向けた支援についての理解を促進します。

(2) 就労・住居の確保

刑務所出所者等が安定した職を得て、そこに定着するためには、本人の意向や適正などを踏まえたきめ細かな支援が必要です。そこで、刑務所出所者等が利用可能な既存の各施策や制度を活用し、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施します。

また、保護司と家族や地域・関係機関が連携して、受刑者等の出所後の生活環境の調整の充実に取り組みます。

(3) 保健医療・福祉的支援

地域の支援関係者や関係機関との連携を強化し、罪を犯した高齢者や障がい者に対して、その状況に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう支援します。民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を強化し、生活福祉資金の貸与や権利擁護事業等、日常生活における福祉的支援を進めます。

また、違法薬物による弊害を町民に正しく認識させ、未然防止のための普及啓発に取り組みます。薬物依存に関する先入観や偏見により、薬物事犯者本人やその家族が地域から孤立することなく安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい理解を地域住民等に啓発します。

(4) 非行の防止と修学支援

学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、関係機関等が連携して一貫した支援や指導に取り組みます。

また、非行等により通学や進学を中断した未成年に対して、本人の意向を踏まえ、学校と関係機関が連携して様々な取組を活用して修学を支援します。

(5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

刑法犯の検挙人員の約5割は再犯者が占めています。罪を犯した人が社会に復帰した後に、社会での孤立、地域での生きづらさを感じることで再犯につながる一因と考えられます。

再犯防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組について、国や県と連携しながら推進します。

また、再犯防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組は地域福祉活動の一環です。地域福祉活動の主役は、地域に生活している町民です。住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現させるためには、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠です。多様な地域ニーズに対応していくためには、地域の中で活動する自治公民館、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO法人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等が地域福祉の担い手となります。そのため、行政と関係機関・団体等の地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの取組を果たしながら協働して推進していきます。

(6) 保護司会や更生保護サポートセンター等への支援

① 保護司の安定的確保

保護司適任者確保のため、保護司会と連携した人材の確保の発掘に取り組むと共に、保護司が地域にとっての安全・安心に大きな役割を果たしている観点から、保護司適任者に関する情報提供等、保護司会の取組を支援します。

地域で必要な人材の具体的な情報を持っている人を構成員とする「保護司検討者協議会」の運営を支援し、情報共有及び保護司の人材確保を支援します。

② 保護司会の活動支援

更生保護に関わる保護司会・西臼杵BBS会・更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。

③ 学校等との連携活動支援

地域の活動や民間ボランティア等と連携して地域での学びの場づくりを推進するよう、更生保護関係者と学校関係者の連携や協力体制を支援します。

④ 広報・啓発活動の推進

防犯パトロール車による広報用音声データを活用し、“社会を明るくする運動”及び再犯防止の広報活動を行います。また、町施設等の貸出し等、更生保護ボランティアの活動を支援します。

町の広報やホームページを活用して、更生保護団体の活動に関する広報を行い、地域住民が更生保護団体の支援活動に協力する意識を醸成します。

⑤ 更生保護サポートセンター

保護司の処遇活動に対する支援を実施するとともに、地域の関係機関・団体等の連携の推進を図ります。

保護司会をはじめとした更生保護団体の活動しやすい環境づくりのため、更生保護サポートセンターの支援を行います。

更生保護や保護司会活動に関する情報の発信等、情報の提供を支援します。

第8章 計画の推進

1 円滑な推進のための責務と役割

行政は住民の福祉向上を目指して社会福祉施策を総合的に推進する責務があります。しかしながら、地域における多様な生活課題を解決するためには行政の取組だけでは担いきれない現状があります。

本計画を円滑に推進するためには、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うことが必要です。それぞれが果たす責務と期待される役割は以下のとおりです。

(1) 地域住民

一人一人が地域福祉推進の担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への積極的かつ主体的な参加が求められています。

(2) 民生委員・児童委員、ボランティアなど

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う者として、地域の福祉ニーズを把握し、行政や事業者等と協力・連携するとともに、住民に対して福祉のまちづくり等に参加するよう働きかけを行うなどの役割が求められています。

(3) 医療機関、福祉サービス事業者など

医療や福祉サービスの質の向上を図るとともに、医療・介護・福祉ネットワークを形成し、定期的な情報交換を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療・介護・福祉の連携を図ることが求められています。

(4) 社会福祉協議会

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。併せて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

(5) 行政

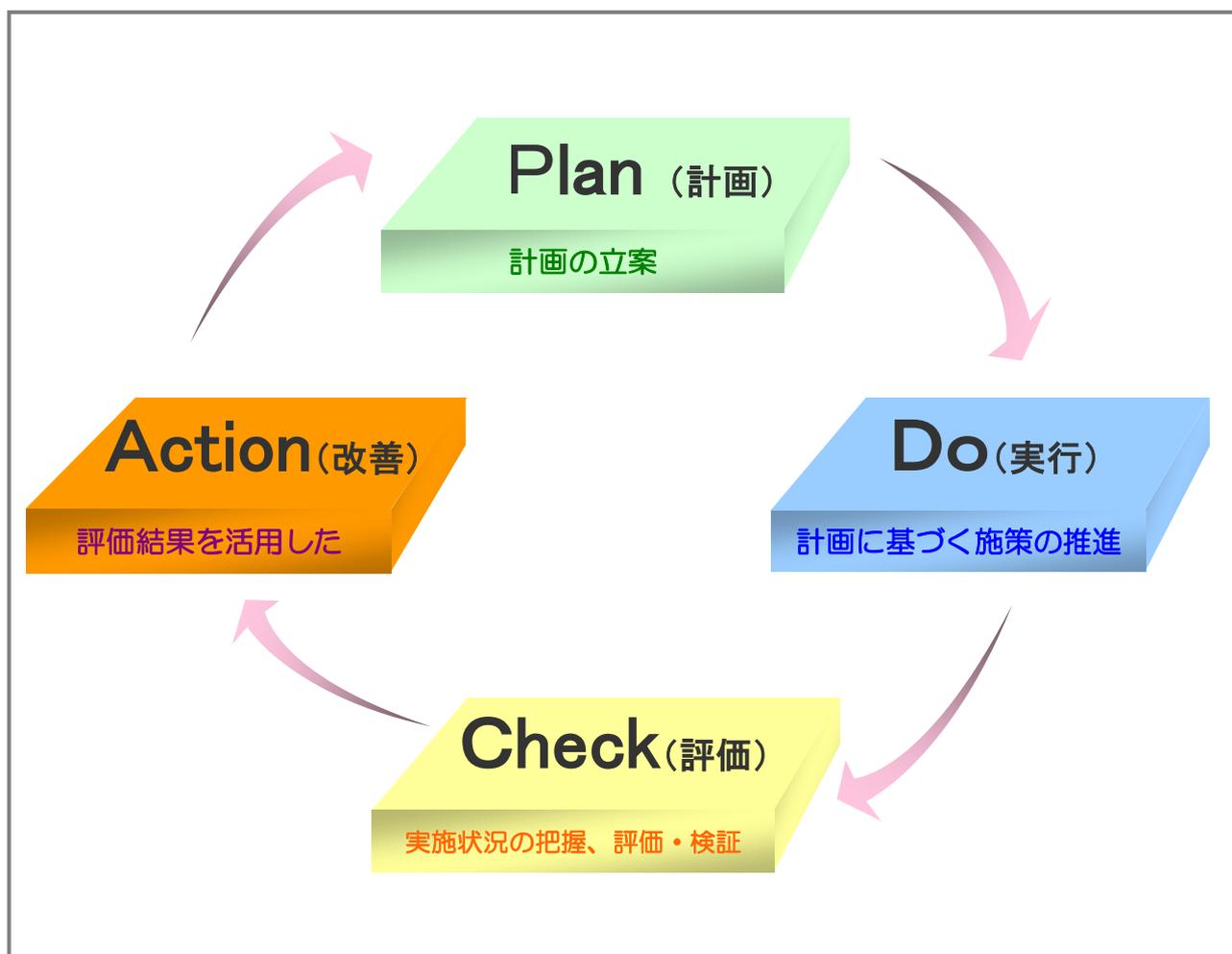
地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

2 計画の点検・評価

地域福祉推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の進行管理については、住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会と連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の実効性・実現性を目指します。

【計画の点検・評価】



資料編

1 日之影町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 日之影町地域福祉計画及び日之影町地域福祉活動計画（以下「福祉総合計画」という。）を策定することを目的として、日之影町地域福祉総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉総合計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる機関をもって構成し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、計画策定が完了する日をもって終了する。

3 委員に欠員が生じた時は、速やかに補欠委員を委嘱するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、副町長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会における関係機関等との連絡調整その他の事務を処理するため、事務局を町民課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2 日之影町地域福祉総合計画策定委員会 委員名簿

所属	役職	氏名
日之影町民生委員児童委員協議会	会 長	甲斐 秀明
日之影町高齢者クラブ連合会	会 長	谷川 鎮夫
日之影町自治公民館連絡協議会	会 長	工藤 建樹
日之影町P T A連絡協議会	会 長	甲斐 友師
日之影町身体障害者福祉会	会 長	立脇 輝敏
社会福祉法人 和宏福祉会	理事長	平野 竜寛
日之影町社会福祉協議会	事務局長	中村 恭平
行政機関	副町長	工藤 裕士

事務局	
町民課長	甲斐 秀明
町民課長補佐	甲斐 しおり
福祉係長	工藤 良子
福祉係主事	橋本 梓

日之影町地域福祉総合計画（第4期）

令和3年3月

発行・編集

日之影町 町民課

〒882-0402 宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川3398番地1

TEL 0982-87-3902 FAX 0982-87-3912
